# 都 劳 委 年 報

令和2年

## まえがき

この年報は、令和2年1月から令和2年12月までの当委員会の活動状況等を収録したものです。

本誌が、集団的労使関係のより良き形成発展のために、また、労働委員会制度の理解のために、いささかでも参考となれば幸いです。

令和3年4月

東京都労働委員会事務局

# 目 次

儿例	ij••	• •	• •	• •	• •	• •	• •	• •	• •	•	• •	•	• •	• •	•	• •	•	•	• •	•	•	• •	•	•	•	•	• •	•	•	•	• •	•	• •	•	•
はじ	こめ	に		••	••			• •		•	• •	•	• •	• •	•	• •	•	•	• •	•	•	• •	•	• •	•	•	• •	•	•	• (		•	• •	•	•
取扱	件	数	<u> </u>	覧	表	••	• •	• •		•	••	•	• •	•	•	• •	•	•	• •	•	•	• •	•	• •	•	•	• •	•	•	• (	• •	•	• •	•	•
第 1																																			
第	§ 1	章		労	働	争	議	$\mathcal{O}$	) 訓	周	整	•	• •	• •	•		•	•	• •	•	•	• •	•	•	•	•		•	•	•	• •	•	• •	•	•
	第	1 (	節		労	動	争	·議	÷ 0	Οį	調	惠	(	D	根	ŦŽ	兄	•	• •	•	•		•	•	•	•		•	•	•	• •	•	• •	•	•
		1		取	扱	概	況	• •	• •	•	• •	•		•	•		•	•	• •	•	•		•		•	•		•	•	• •	•	• •		•	•
		2	-	新	規	係	属	状	池	兄	• •	•		• •	•		•	•	• •	•	•	• •	•	•	•	•		•	•	•	• •	•	• •	•	•
		3	Ì	終	結:	伏	況	• •	• •	•	• •	•	• •	•	•	• •	•	•	• •	•	•	• •	•	• •	•	•	• •	•	•	• •	•	• •	• •	•	•
	第	2 (	節	,	争	議	実	情	訂	周	查	•	• •	• •	•	• •	•	•	• •	•	•	• •	•	•	•	•	• •	•	•	• •	• •	•	• •	•	•
第	§ 2	章	-	不	当	労 <sup>·</sup>	働	泊	京	鱼	の	褔	マラ デー	査	•		•	•					•	• •	•	•		•	•			•			•
		1 (																																	
		1			扱																														
		2	=	新	規	係	属	状	池	兄	• •	•			•		•	•		•	•		•		•	•		•	•	•		•		•	•
		3	, ,	審	査:	状	況	. • •		•	• •	•			•		•	•					•		•	•		•	•		•			•	•
		4	ì	終	結:	伏	況	. • •		•	• •	•			•		•	•					•		•	•		•	•		•	•		•	•
		5	-	不	服	申	<u>√</u>	7	0	);	状	:涉	₹.	• •	•		•	•	• •	•	•	• •	•	• •	•	•	• •	•	•	•	• •	•	• •	•	•
	第	23	節	,	命	令	•	決	LĮ	言:	事	华	ţ.		•		•	•		•	•		•	•	•	•		•		• •		•		•	•
		1			令																														
		2			令																														
		3		命	令	• ;	決	定	<u> </u>	事/	件	O.	) す	既	要	巨.	•	•		•	•		•		•	•		•	•	•		•		•	•

	第	3節	再審査事件の概況・・・・・	• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •
		1	再審査事件の係属状況・・・・	• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •
		2	再審査事件の終結状況・・・・	• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •
	第	4節	i 行政訴訟事件の概況・・・・	• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •
		1	行政訴訟事件の係属状況・・	• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •
		2	緊急命令申立事件	
		3	確定命令不履行通知・・・・・・	
第	3	章	労働組合の資格審査等・・・・	• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •
	第		対働組合の資格審査の概	
	71.	1	取扱概況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
		2	新規係属状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
		3	終結状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
		J	// // // // // // // // // // // // //	
	笙	2 箭	· 労働関係調整法第37条違	反被疑事件
	213	7 Kli	7 为内外附近四州01 小足	
	笙	3 節	i 認定告示······	
	2/1	O Mi		
笙	4	音	組織・運営・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
ŊJ		十 1節		
	ऋ		・ 心臓 委員会・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
			事務局・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
		<i>\( \alpha \)</i>	尹伤问************************************	
	<b>#</b>	2節	· 運営···································	
	퐈		<ul><li>連 当 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 内 部 会 議 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・</li></ul>	
		1		
		2	連絡協議会及び連絡会議・・	• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •

# 第2部 資 料

# <統計表>

1	労働争議の調勢	这
	ノノ 135リ コ・1656 マイ 10月 ェ	⊢.

	第1表	調整事件取扱件数・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
	第2表	都道府県労委対比新規件数・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
	第3表	1件当たり対象労働組合員数・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
	第4表	調整開始事由別件数・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
	第5表	加盟上部団体有無別件数・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
	第6表	加盟上部団体系統別件数・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
	第7表	組合・企業の所在地別件数・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
	第8表	別組合有無別件数・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
	第9表	従業員規模別件数・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
	第10表	組合員規模別件数・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
	第11表	産業別件数・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
	第12-1表	製造業内訳・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
	第12-2表	サービス業内訳・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
	第13表	調整事項別內訳・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
	第14表	団交促進の内訳・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
	第15表	あっせん員構成別件数・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
	第16表	終結区分別平均所要日数・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
	第17表	解決事件·案提示有無別件数······
	第18表	取下理由別件数・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
	第19表	打切理由別件数・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
	第20表	実情調査取扱件数・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
	第21表	実情調查·業種別開始件数······
2	不当労	働行為の審査
	第22表	不当労働行為事件取扱件数・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
	第23表	都道府県労委対比新規件数・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
	第24表	申立人別件数・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
	第25表	企業の所在地別件数・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

		第26表	従業員規模別件数・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
		第27表	別組合有無別件数・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
		第28表	加盟上部団体有無別件数・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
		第29表	加盟上部団体系統別件数・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
		第30表	労働組合法第7条該当号別件数・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
		第31表	産業別件数・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
		第32-1表	製造業内訳······
		第32-2表	サービス業内訳・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
		第33表	審査等実施回数・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
		第34表	終結事件·審査状況······
		第35表	終結事件·調査、審問回数別件数······
		第36表	終結事件·証人数別件数······
		第37-1表	終結区分別平均所要日数・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
		第37-2表	終結区分別平均所要日数(民間のみ)・・・・・・・・
		第37-3表	終結区分別平均所要日数
			(長期係属事件を除く)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
		第38表	審査の実効確保の措置申立・勧告等件数・・・・・・・
	3	労働組	合の資格審査
		第39表	資格審查取扱件数・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
		第40表	都道府県労委対比新規件数・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
		第41表	係属事由別新規件数・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
		第42表	係属事由別終結件数・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
		第43表	係属事由別平均所要日数・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
	4	11. 15	
		第44表	相談件数・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
<		簿>	
			都労働委員会委員名簿・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
	東	京都労働	委員会あっせん員候補者名簿・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

## 凡 例

- 1 この年報で、何年とあるのは歴年間(1月から12月まで)を示す。
- 2 数値の単位未満は四捨五入しているため、内訳の合計が総数に一致しない場合がある。
- 3 統計表の表体に用いる記号は、次のとおりである。

  - r · · · · · · · · · · · · · 訂正値
- 4 この年報のうち、「ポイント」とは、パーセントとパーセントとの差を表す。
- 5 第2部「資料」の統計表のうち、[]内の数値は、構成比を表す。
- 6 この年報中の産業分類は、日本標準産業分類 第 13 回改定(平成 25 年 10 月)による。

#### はじめに

#### 1 労働をめぐる情勢

令和2年の日本経済は、国内外での新型コロナウイルスの感染拡大、政府の緊急事態宣言の発出などにより、経済活動が大きく停滞し、厳しい状況が続いた。

一方、雇用情勢についてみると、2年の全国の年平均完全失業率は2.8%で、前年に比べ0.4ポイント増となり、11年ぶりの上昇となった。また、全国の年平均完全失業者数は前年比29万増の191万人であり、11年ぶりに増加した。完全失業者のうち、「非自発的な離職による者」は前年比17万人増の54万人であった。このうち、「勤め先や事業の都合」により離職した者は前年比14万人増の35万人であった。

また、2年の全国の年平均就業者数は前年比48万人減の6,676万人であり、8年ぶりに減少した。このうち、雇用者(役員を除く)5,629万人を雇用形態別にみると、正規従業員は前年比36万人増の3,539万人、パート・アルバイト、派遣社員等の非正規従業員は前年比75万人減の2,090万人であった。雇用者(役員を除く)に占める非正規従業員の割合は年平均で37.1%となり、前年から1.1ポイント減少した。

## 2 東京都における労働組合の組織状況

東京都における労働組合数及び労働組合員数は、令和2年6月30日現在でそれぞれ6,757組合(前年比150組合減)、236万5,301人(同3万2,915人増)で、組合数は19年連続の減少、組合員数は6年連続の増加となった。

また、労働組合の推定組織率(雇用者数に占める組合員数の割合)は、25.3%で、前年に比べて、0.8ポイント増加した。なお、全国での推定組織率は17.1%で、東京都では全国より高い水準となっている。

産業別組合員数をみると、「製造業」が 35 万 6,271 人(都内組合員数の 15.1%)と最も多く、以下、「卸売業、小売業」の 32 万 8,011 人(同 13.9%)、「金融業、保険業」の 28 万 4,072 人(同 12.0%)と続いており、前年とおお むね同様の傾向となっている。

なお、パートタイム労働者の組合員数は、前年から2万 1,269 人増加して

46万3,284人(都内組合員数の19.6%)となった。

#### 3 当委員会における取扱事件の動向

2年の労働争議調整事件の取扱件数は、前年に比べ3件増加して72件であり、新規係属件数は、前年を8件上回り56件となった。また、不当労働行為審査事件の取扱件数は、前年に比べ17件増加して429件であり、新規係属件数は、前年を21件上回り116件となった。

また、企業の枠を超えて主に中小企業の労働者を組織している、いわゆる合同労組からの申請・申立てによる事件は依然として多く、新規調整事件では83.9%、新規審査事件では69.0%を占めている。

#### 出典

労働力調査(基本集計)2020年(令和2年)平均(速報)結果(総務省) 令和2年(2020年)労働組合基礎調査の概況(厚生労働省) 令和2年労働組合基礎調査結果(東京都分)概要(東京都)

# 取扱件数一覧表

# (1) 調整·実情調査

昭和21年~56年

区分			=	調	整					実情	調査	7 007
	前年7	から	新規			t.i. N/			前年から	新規係	取 扱	
	の繰		件	数	取扱 <sup>/</sup> (a)+		終結	件数	の繰越	属件数	件数	終結
年	件数	(a)	(b	)	(a)+	(0)			件数(a)	(b)	(a)+(b)	件 数
昭和 21		_	(2)	19	(2)	19	(2)	15				
22		4	(15)	70	(15)	74	(4)	55				
23	(11)	19		138	(11)	157	(11)	146				
24		11	(2)	124	(2)	135	(1)	124				
25	(1)	11	(6)	91	(7)	102	(6)	93				
26	(1)	9	(10)	94	(11)	103	(10)	97				
27	(1)	6	(4)	63	(5)	69	(4)	67	_	95	95	95
28	(1)	2	(3)	73	(4)	75	(4)	72	0	127	127	127
29		3	(1)	74	(1)	77		74	0	136	136	136
30	(1)	3	(1)	118	(2)	121	(2)	115	0	236	236	236
31		6	(2)	133	(2)	139	(2)	132	0	53	53	53
32		7		116		123		120	0	12	12	12
33		3	(2)	133	(2)	136	(2)	133	0	22	22	22
34		3		101		104		103	0	26	26	26
35		1	(2)	99	(2)	100	(2)	98	0	59	59	47
36		2	(2)	127	(2)	129	(2)	127	12	44	56	53
37		2	$\bigcirc$ (2)	104	$\bigcirc$ (2)	106	$\bigcirc$ (2)	99	3	45	48	46
38		7	(3)	97	(3)	104	(3)	100	2	43	45	43
39		4	(9)	82	(9)	86	(7)	77	2	78	80	40
40	(2)	9	(4)	98	(6)	107	(6)	102	40	35	75	71
41		5	(6)	122	(6)	127	(6)	122	4	44	48	32
42		5	(4)	110	(4)	115	(3)	102	16	37	53	46
43	(1)	13	(2)	120	(3)	133	(3)	124	7	72	79	57
44		9	(3)	151	(3)	160	(3)	136	22	121	143	56
45		24	(22)	145	(22)	169	(22)	151	87	71	158	148
46		18	(4)	163	(4)	181	(4)	172	10	131	141	95
47		9	(2)	208	(2)	217	(2)	202	46	184	230	167
48		15	$\bigcirc$ (9)	178	$\bigcirc$ (9)	193	$\bigcirc$ (9)	184	63	202	265	183
49		9	(11)	234	(11)	243	(11)	228	82	260	342	247
50		15	2(6)	168	2(6)	183	2(6)	163	95	266	361	177
51		20	(3)	172	(3)	192	(3)	160	184	216	400	134
52		32	(1)	175	(1)	207		170	266	305	571	451
53	(1)	37	(1)	135	(2)	172	(2)	140	120	279	399	275
54		32	(2)	117	(2)	149	(2)	110	124	227	351	263
55		39	(1)	145	(1)	184	(1)	149	88	293	381	88
56		35	③(1)	134	③(1)	169	③(1)	129	293	343	636	392

昭和57年~平成29年

	区分			=	 調	整					実 情	調査	T)X23+
	<u> </u>	前年7	から	新規						前年から	新規係	取 扱	<i>///</i>
<u>'</u>		の繰	越	件	数	取扱 (a)+		終結	件数	の繰越	属件数	件 数	終 結 件 数
年		件数		(b						件数(a)	(b)	(a)+(b)	
昭和	57		40	(7)	163	(7)	203	(7)	156	244	313	557	294
	58 <b>5</b> 8		47	(0)	142	(0)	189	(0)	143	263	306	569	332
	59		46	(2)	121	(2)	167	(2)	119	237	288	525	417
	60		48	(1)	109	(1)	157	(1)	130	108	270	378	243
	61		27	(1)	96	(1)	123	(1)	94	135	196	331	252
	62		29	(3)	101	(3)	130	(1)	72	79	246	325	316
	63	(2)	58	(1)	85	(3)	143	(2)	107	9	220	229	227
平成	元	(1)	36	(1)	60	(2)	96		60	2	236	238	238
	2	(2)	36	(1)	75	(3)	111	(2)	84	0	227	227	227
	3	(1)	27	(2)	73	(3)	100	(1)	62	0	227	227	109
	4	(2)	38	(2)	65	(4)	103	(3)	67	118	246	364	266
	5	(1)	36	(1)	97	(2)	133	(1)	96	98	219	317	195
	6	(1)	37		119	(1)	156		122	122	239	361	148
	7	(1)	34	(1)	102	(2)	136	(2)	95	213	220	433	43
	8		41	(2)	143	(2)	184	(2)	150	390	223	613	498
	9		34	(1)	120	(1)	154	(1)	113	115	262	377	215
	10		41	(1)	175	(1)	216	(1)	170	162	191	353	259
	11		4.0		010		050		010	0.4	000	200	100
	11		46	(9)	212	(0)	258	(1)	218	94	202	296	186
	12	(1)	40	(2)	160	(2)	200	(1)	160	110	210	320	234
	13	(1)	40	(1)	168	(2)	208	(1)	136	86	215	301	218
	14	(1)	72 67	(1)	141	(1)		(1)	146	83	179	262	205
	15	(1)	67 66	(1)	161	(1)	228	(1)	162	57	182	239	57
	16	(1)	66 45	(1)	140	(1)	206	(1)	161	182	154	336	182
	17	(1)	45 55	(1)	155	(1)	200	(0)	145	154	139	293	230
	18	(1)	55 oc	(3)	127	(4)	182	(2)	156	63	131	194	159
	19	(2)	26	(1)	120	(2)	146	(2)	119	35	128	163	130
	20		27	(1)	145	(1)	172	(1)	135	33	127	160	127
	21		37		209		246		186	33	145	178	136
	22		60		153		213		178	42	125	167	129
	23		35		147		182		135	38	112	150	116
	$\frac{24}{24}$		47		124		171		146	34	112	146	110
	25		25	(1)	106	(1)	131	(1)	97	36	122	158	100
	26		34	\-/	86	\-/	120	\-/	110	58	115	173	119
	27		10		87		97		81	54	109	163	115
	28		16		87		103		87	48	112	160	109
	29		16		73		89		66	51	114	165	115
		<u> </u>											

								1 19200 1	11 / H 🔼
	区分		調	整			実 情	調査	
年		前年から の繰越 件数(a)	新規係属 件数 (b)	取扱件数 (a)+(b)	終結件数	前年から の繰越 件数(a)	新規係 属件数 (b)	取 扱件 数(a)+(b)	終結件数
平成	30	23	60	83	62	50	105	155	108
令和	元 2	21 16	48 56	69 72	53 61	47 42	92 85	139 127	97 88
			⑦(185) <b>9,042</b>		⑦(185) <b>9,031</b>		11,206		11,167

<sup>(</sup>注)()内数字は調停件数、○内数字は仲裁件数でいずれも内数。

# (2) 不当労働行為・資格審査

昭和21年~56年

区分		不当労	働行為			資格審査							
	前年から	新規係属				前年から	新規係	取 扱	44 V+				
年	の繰越	件数	取扱件数 (a)+(b)	終結件	牛数	の繰越	属件数	件 数	終 結 件 数				
	件数(a)	(b)				件数(a)	(b)	(a)+(b)					
昭和 21	7	13	13		6								
22	7	48 90	55 98		47 78		9	9	6				
23 24	8 20	62	98 82		61	3	107	110	77				
25 25	21	44	65	[2]	49	33	191	224	204				
26	16	37	53	[4]	46	20	168	188	174				
27 27	7	37	44		38	14	119	133	129				
28	6	50	56		30	4	68	72	56				
29	26	37	63		40	16	98	114	95				
30	23	46	69		57	19	100	119	111				
31	12	35	47		36	8	56	64	53				
32	11	38	49		34	11	65 <b>5</b> 0	76	66 <b>-</b> 5				
33	15	48	63		50	10	78	88	76				
34	13	58	71		48	12	98	110	93				
35	23	45	68		46	17	78	95	69				
36	22	74	96		56	26	94	120	82				
37	40	88	128		61	38	143	181	119				
38	67	67	134		63	62	92	154	114				
39	71	62	133		60	40	99	139	86				
40	73	70	143		64	53	124	177	102				
41	79	88	167		72	75	156	231	125				
42	95	102	197		60	106	148	254	128				
43	137	77	214		75	126	131	257	122				
44	139	81	220		75	135	157	292	149				
45	145	102	247		95	143	131	274	126				
46	152	101	253	[1]	82	148	165	313	163				
47	171	143	314		94	150	255	405	167				
48	220	104	324		93	238	181	419	164				
49	231	131	362		76	255	204	459	147				
50	286	141	427		140	312	286	598	238				
51	287	129	416		107	360	223	583	215				
52	309	<1> 114	<1> 423		158	368	203	571	194				
53	<1> 265	146	<1> 411		113	377	255	632	210				
54	<1> 298	137	<1> 435	[1]	106	422	216	638	186				
55	<1> 329	116	<1> 445	[2]<1>	109	452	189	641	191				
56	336	153	489	[2]	110	450	245	695	189				

昭和57年~平成29年

	→ A\		<b>不</b> 业	<b>働</b> 公 为				<u>                                      </u>	平成29平
	区分	X	不当労	働行為			資格	審査	
		前年からの繰越	新規係属 件 数	取扱件数	終結件数	前年からの繰越	新規係属件数	取 扱件 数	終 結 件 数
年		件数(a)	(b)	(a)+(b)		件数(a)	两 仟 剱 (b)	(a)+(b)	件 数
昭和	57	379	124	503	[1] 96	506	209	715	191
трин	58	407	119	526	118	524	213	737	248
	59	408	91	499	99	489	161	650	185
	60	400	116	516	118	465	200	665	178
		100	110	010	110		200	000	110
	61	398	107	505	82	487	205	692	162
	62	423	108	531	98	530	233	763	178
	63	433	89	522	118	585	155	740	246
平成	元	404	76	480	89	494	111	605	173
	2	391	68	459	84	432	97	529	136
	3	375	74	449	[1] 63	393	152	545	139
	4	386	81	467	164	406	127	533	119
	5	303	67	370	[1] 84	414	112	526	181
	6	286	101	387	57	345	156	501	94
	7	330	87	417	55	407	157	564	115
	8	362	98	460	67	449	153	602	107
	9	393	77	470	145	495	137	632	164
	10	325	100	425	85	468	153	621	111
	11	340	114	454	71	510	195	705	154
	12	383	124	507	111	551	165	716	175
	13	396	96	492	105	541	162	703	206
	14	387	125	512	[1] 108	497	183	680	189
	15	404	115	519	96	491	186	677	172
	16	423	85	508	102	505	145	650	192
	17	406	102	508	138	458	138	596	273
	18	370	102	472	[1] 110	323	137	460	201
	19	362	100	462	193	259	154	413	208
	20	269	92	361	94	205	134	339	171
	0.1	267	110	206	Q.F.	160	170	246	126
	21	267	119	386	85	168	178	346	136
	22	301	125	426	94	210	172	382	136
	23	332	115	447	[1] 120	246	183	429	180
	24	327	103	430	121	249	161	410	182
	25	309	118	427	112	228	157	385	166
	26	315	132	447	[1] 124	219	182	401	171
	27	323	117	440	139	230	155	385	194
	28	301	97	398	[1] 104	191	127	318	136
	29	294	105	399	[5] 90	182	145	327	129

平成30年~令和2年

								1 14/4/00	11 J H 🔼
	区分		不当労	働行為			資 格	審査	
年		前年から の繰越 件数(a)	新規係属 件数 (b)	取扱件数 (a)+(b)	終結件数	前年から の繰越 件数(a)	新規係 属件数 (b)	取 扱件 数(a)+(b)	終結件数
平成	30	309	97	406	89	198	130	328	124
令和	元	317	95	412	99	204	132	336	143
	2	313	116	429	79	193	163	356	107
			<1> 6891		[21]<1> <b>6541</b>		11,147		10,898

注) 〈 >内数字は審査再開件数で内数、[ ]内数字は一部分離命令件数で外数。

# 第1部 概 況

## 第1章 労働争議の調整

## 第1節 労働争議の調整の概況

#### 1 取扱概況

#### (1) 取扱件数

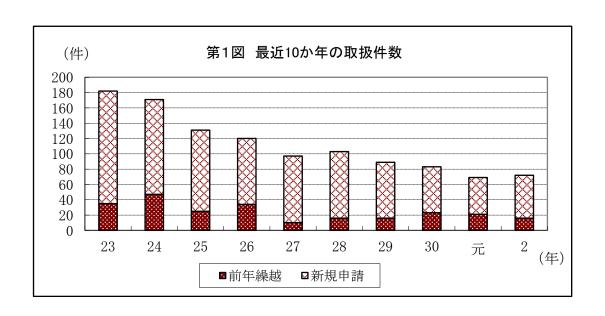
令和2年中に取り扱った労働争議調整事件は72件で、このうち前年から繰り越された事件が16件、新規係属事件が56件であった(資料<統計表>第1表)。

#### (2) 対前年比較

前年に比べて、取扱件数は3件、新規係属件数は8件増加した。

#### (3) 最近の取扱状況比較

最近10年の取扱件数、新規係属件数は減少傾向にある(第1図)。 なお、令和2年の新規係属事件56件のうち合同労組関係事件は47 件で、83.9%を占めている。



#### 2 新規係属状況

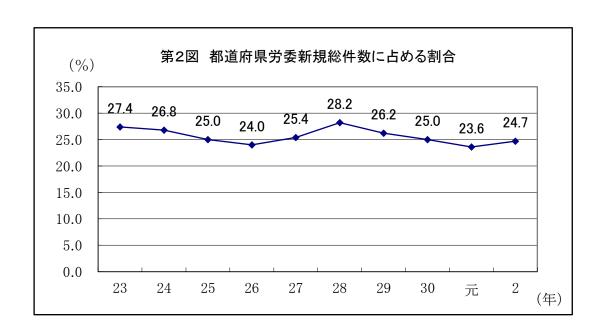
#### (1) 調整区分別の状況

令和2年の新規係属件数56件はすべてあっせん事件であり、調停事件、仲裁事件はなかった(資料<統計表>第1表)。

#### (2) 全国都道府県労委の新規係属総件数に占める割合

令和2年の全国都道府県労委の新規総件数は227件で、前年より24件増加している。

当委員会に係属した新規件数56件を全国比でみると24.7%で、前年(23.6%)より増加した(第2図、資料<統計表>第2表)。



#### (3) 開始事由別係属状況

新規係属事件の開始事由をみると、「組合申請」が45件(構成比(以下同じ)80.4%)と多く、「使用者申請」は11件(19.6%)、「労使双方申請」は0件であった(資料<統計表>第4表)。

#### (4) 加盟上部団体系統別係属状況

ア 上部団体加盟の有無 新規係属事件のうち、事件当事者である 組合が上部団体に加盟しているものは37件(66.1%)、加盟していな いものは19件(33.9%)である(資料<統計表>第5表)。

イ 加盟上部団体系統別 上部団体に加盟している組合を系統別に

みると、連合系12件(32.4%)、全労連系9件(24.3%)、全労協を含むその他16件(43.2%)であった(資料<統計表>第6表)。

#### (5) 従業員規模別係属状況

従業員規模別にみると、299人以下の中小企業に係る争議調整の申請が32件(57.1%)で、このうち49人以下の企業に係るものは18件(32.1%)である(資料<統計表>第9表)。

#### (6) 産業別係属状況

産業別にみると、「運輸・郵便業」が10件(17.9%)で最も多く、以下「宿泊業・飲食サービス業」と「医療・福祉」がともに8件(14.3%)と続いている(資料<統計表>第11表)。

#### (7) 調整事項別係属状況

調整事項をみると、「団交促進」が33件で最も多く、次いで「解雇」が17件、「その他賃金に関するもの」が12件となっている(資料<統計表>第13表)。「団交促進」を交渉事項別にみると、「解雇」が10件で最も多くなっている(資料<統計表>第14表)。

#### (8) あっせん員の構成

あっせん員の構成別にみると、「事務局職員構成」が37件(66.1%)、「公・労・使委員三者構成」が19件(33.9%)となっており、「公益委員のみによるもの」はなかった。(資料<統計表>第15表)。

#### 3 終結状況

## (1) 終結件数・終結率

令和2年の取扱件数72件のうち、61件が終結した。終結率は84.7%で、前年より7.9ポイント増加した(資料<統計表>第1表)。

## (2) 終結区分

終結区分別にみると、「解決」19件、「取下」6件、「打切」36件となっている(資料<統計表>第1表)。

## (3) 解決率

解決率は34.5%で、前年より6.8ポイント減少した(資料<統計表> 第1表)。

#### (4) 解決事件における解決案提示の有無

解決した19件について、調整員による解決案の提示の有無をみると、「提示あり」1件、「提示なし」18件となっている(資料<統計表>第17表)。

#### (5) 申請取下の理由

取下6件のうち、「調整拒否」が3件(50.0%)などとなっている(資料 <統計表>第18表)。

#### (6) 調整打切の理由

打切36件については、「調整拒否」が17件(47.2%)、「当事者主張 固持・歩みより困難」が19件(52.8%)となっている(資料<統計表>第 19表)。

### (7) 所要日数

ア 所要日数区分別の状況 終結事件の所要日数区分による分布は、第1表のとおりである。

イ 終結区分別所要日数の最短・最長

- (ア) 解決事件 最短は3日で、最長は752日であった。
- (4) 取下事件 最短は94日で、最長は295日であった。
- (ウ) 打切事件 最短は4日で、最長は310日であった。
  - ウ 平均所要日数 終結事件の平均所要日数は114.4日で、前年より 17.9日長くなった(資料<統計表>第16表)。

第 1 表 終結事件所要日数区分分布

終結	\$/\cdot\	布刀	H <del>.</del> 7	<del></del>	7	扑
区分	総数	解決	取 下	打 切	不調	裁 定
日 数						
総数	61	19	6	36	-	_
9日以内	5	1	_	4	_	_
10日~19日	9	_	_	9	_	_
20日~29日	2	_	_	2	_	_
30日~59日	9	4	_	5	_	_
60日~89日	6	3	_	3	_	_
90日~179日	17	8	2	7	_	_
180日以上	13	3	4	6	_	_

## 第2節 争議実情調査

## (1) 取扱件数

労働委員会規則第62条の2の規定に基づく争議実情調査について、 令和2年の取扱件数は127件で、そのうち前年からの繰越件数は42件、 新規調査開始事件は85件であった(資料<統計表>第20表)。

なお、新規調査開始件数は、すべて労働関係調整法第37条に基づ く争議予告通知により調査を開始したものである。

## (2) 対前年比較

前年に比べ、取扱件数は12件減少し、新規調査開始件数は7件減少した(資料<統計表>第20表)。

## (3) 業種別争議実情調査開始状況

新規調査開始事件85件を業種別にみると、「医療業」が64件、「廃棄物処理業」が18件、「運輸・通信業」が3件となっている(資料<統計表>第21表)。

## (4) 終結状況

取扱件数127件のうち、88件が終結した。これらはすべて実情調査中に争議が解決したものであり、打切はなかった(資料<統計表>第20表)。

## 第2章 不当労働行為の審査

## 第1節 不当労働行為の審査の概況

#### 1 取扱概況

#### (1) 取扱件数

令和2年中に取り扱った不当労働行為事件は429件で、このうち前年からの繰越事件が313件、新規係属事件が116件であった(資料<統計表>第22表)。

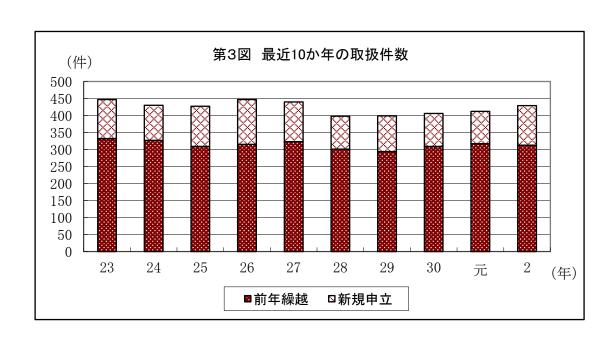
#### (2) 対前年比較

前年に比べて、取扱件数は17件増加し、新規係属件数は21件増加した。

#### (3) 最近の取扱状況比較

最近10年間をみると、取扱件数は400件程度、新規係属件数は100件程度で推移している(第3図)。

なお、令和2年の新規係属事件116件のうち、合同労組関連事件 数は80件で、69.0%を占めている。

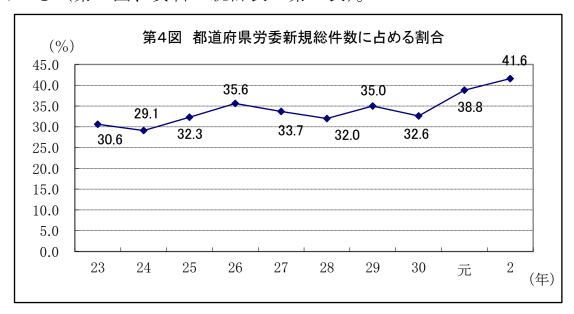


#### 2 新規係属状況

#### (1) 全国都道府県労委の新規係属総件数に占める割合

令和2年の全国都道府県労委の新規係属総件数は279件であった。

当委員会の新規係属件数116件を全国比でみると、41.6%となっている(第4図、資料<統計表>第23表)。



#### (2) 申立人

#### ア 申立人別係属状況

申立人別では、「当該組合からの申立」が89件(76.7%)で最も多く、次いで「組合・上部組合」が24件(20.7%)となっている(資料<統計表>第24表)。

#### イ 加盟上部団体系統別係属状況

組合申立て114件の上部団体加盟の有無をみると、加盟しているものが85件(74.6%)、加盟していないものが29件

(25.4%) となっている(資料<統計表>第28表)。

上部団体に加盟している組合を系統別にみると、連合系54件 (63.5%)、全労連系22件 (25.9%)、全労協系を含むその他9件 (10.6%)となっている。(資料<統計表>第29表)。

#### (3) 別組合の併存状況

組合申立て114件について、同一企業内に併存する組合の有無を

みると、「有」25件(21.9%)、「無(不明を含む)」89件(78.1%) となっている(資料<統計表>第27表)。

#### (4) 被申立人

新規係属事件について、雇用契約の直接の当事者でない者が救済申立ての相手方とされている等の事情が窺われる事件がある。

親会社を被申立人とする事件・・・・・・・・・3件業務の委託元を被申立人とする事件・・・・・・・1件派遣先の会社を被申立人とする事件・・・・・・2件技能実習生の管理団体を被申立人とする事件・・・・1件組合員の雇用に関与した会社を被申立人とする事件・1件業務委託契約を締結した会社を被申立人とする事件・2件

#### (5) 従業員規模別係属状況

従業員規模別にみると、「1000人以上」が 33件 (28.4%) で最も多く、次いで、「49人以下」が 26件 (22.4%) となっている。 従業員299人以下の中小企業に係る救済申立ては54件 (46.6%) となっている(資料<統計表>第26表)。

## (6) 産業別係属状況

産業別にみると、「運輸・郵便業」が 20件(17.2%)と最多で、「医療・福祉」が16件(13.8%)と続いている(資料<統計表> 第31表)。

## (7) 労働組合法第7条該当号別係属状況

申立内容を労働組合法第7条の該当号別でみると、使用者の行為が「2号に該当」が82件(70.7%)で最も多く、次いで「3号に該当」が62件(53.4%)、「1号に該当」が45件(38.8%)となっている(資料<統計表>第30表)。

## (8) 調整における打切・取下後の不当労働行為救済申立て

新規係属事件116件のうち、当委員会の調整における打切・取下後に同一事案に係る不当労働行為救済申立てのなされた事件が4件あった。これらの事件の調整における調整内容は、解雇撤回や配転問題などに係る団交促進であった。

#### 3 審查状況

#### (1) 審問等実施状況

令和2年の当委員会における審査等の実施状況をみると、「調査」 507回、「審問」36回、「和解」2回、「その他(立会団交、事情聴 取、打合せ等)」187回となっている。(資料<統計表>第33表)。

#### (2) 当事者の追加

令和2年に、申立書に当初記載されていた者の他に、当事者が 追加された事件はなかった。

#### (3) 申立の承継

令和2年に、申立人の死亡等により申立てが承継された事件は なかった。

#### (4) 公益委員の除斥・忌避

令和2年に、公益委員の除斥・忌避の申立てがされた事件はなかった。

## (5) 審査の実効確保の措置申立て

#### ア 申立状況

令和2年には当事者から審査の実効確保の措置申立てが17件あり、うち労働者側からの申立てが16件、使用者側からの申立 てが1件であった。

#### イ 措置

上記申立てについて、令和3年1月末現在、労働委員会規則第40条の定めによる勧告を行ったものはなく、文書による要望を行ったものが5件、口頭による要望を行ったものが2件あった(第2表、資料<新表>第38表)。

# 第2表 審査の実効確保の措置申立て・措置一覧

	<b>事</b>	申立年月日	申立人	申立内容(要旨)
	事件番号	措置年月日	甲丛八	措置内容
1	29不58 30不82	2. 1. 9	労	① 組合員に対する退職勧奨、 退職強要あるいは解雇を行わ ないこと。 ② X1委員長に対する解雇通 告を撤回すること。 ③ X2組合員に対する出勤停 止処分を撤回すること。 ④ X1委員長への自宅待機命 令を即刻解除すること。 ⑤ 組合に対して、上記を含む あらゆる不当労働行為を行わ ないこと。
		2. 2. 6		三者委員は、当事者双方に対 し、要望書を交付した。
2	元不39	2. 3. 16	労	本案の審査を進めるにあたって、X書記長を異動させないこと。
		2. 6. 3		三者委員は、当事者双方に対し、口頭で要望を行った。
3	2不32	2. 5. 25	労	本案の審査係属中は、名古屋 工場の閉鎖作業を行わないこ と。
		2. 6. 29		三者委員は、当事者双方に対 し、要望書を交付した。

	<b>声</b>	申立年月日	申立人	申立内容(要旨)
	事件番号	措置年月日	甲五八	措置内容
4	2不27	2.7.3	労	本案の審査係属中は、組合員 が生活できる工事個数を割り当 て、年間の請負金を保障するこ と。
5	2不65	2.7.6	労	組合員4名の雇用を継続すること。
		_	,,	2年10月6日、本案が終結した(無関与和解)。
6	2不66	2. 7. 6	労	組合員に対する令和2年6月 30日付の解雇を撤回し、雇用継 続措置を講じること。
7	2不64	2. 7. 16	労	本案の救済命令が発出される までの間、X1及びX2組合員 への解雇を留保すること。
		_		2年8月25日、本案が終結した(関与和解)。
8	2不68	2.7.9	労	① 事業の再開に伴い、労働条件や労働協約の締結について十分協議すること。 ② 組合員に対して、組合の脱退勧奨を行わないこと。
		2. 6. 29		三者委員は、当事者双方に対し、要望書を交付した。

	中小亚口	申立年月日	H + 1	申立内容(要旨)
	事件番号	措置年月日	申立人	措置内容
9	2不17	2. 7. 21	労	組合員Xに対する解雇を撤回し、本来業務に復帰させること。
		2. 9. 16		三者委員は、当事者双方に対 し、要望書を交付した。
10	2不68	2. 8. 3	労	① 組合員Xの労働条件について、組合と十分協議を行うこと。② ①について、協議が整わない場合は、本案の救済命令が発出されるまでの間、組合員Xに対する職種変更及び賃金減額を留保する等して協議を尽くすこと。
		2. 9. 9		三者委員は、当事者双方に対し、要望書を交付した。
11	元不86	2. 8. 31	使	本件関係者に書面の送付及び 誹謗中傷、面談の要求をしない こと。
12	2.9.4 元不91 2不32 2.9.18	2. 9. 4	労	本案の救済命令が発出されるまでの間、組合員に対する令和2年9月30日付の解雇を留保し、賃金を全額支払い、社宅における居住を認めること。
		2. 9. 18		三者委員は、当事者双方に対し、口頭で要望を行った。

	<b>声</b>	申立年月日	由共工	申立内容(要旨)
	事件番号	措置年月日	申立人	措置内容
				① 組合員の継続雇用拒否を撤
13	20705	2. 9. 4	労	回すること。
13	30不95	2. 9. 4	カ	② 組合員の継続雇用拒否をし
				ないこと。
				令和2年9月22日までに、組
14	31不21	2. 9. 4	労	合員の継続雇用に関する団体交
				渉に応じること。
				支部長Xに対して、過大な課
15	元不86	2. 9. 24	労	題を与えたり、会議から排除す
				るなどの措置を取らないこと。
				本案の救済命令が発出される
16	2不73	2. 10. 1	労	までの間、組合員に対して懲戒
10	2/1/13	2. 10. 1	カ	処分や降格などの不利益取扱い
				を行わないこと。
				① 組合員の所属する保育園の
				閉園を撤回すること。
1.7	2704	0 10 00	);; <del>\</del>	② 保育園を閉園する場合は、
17	2不94	2. 10. 26	労	組合員を遠隔地へ異動させるこ
				となく、A市内の保育園に異動
				させること。

## (6) 物件提出命令

令和2年に物件提出命令の申立てがされた事件は2件であり、 令和2年12月末現在係属中である。前年から繰り越された事件は 1件であり、本案終結により打切りとなった。

## (7) 証人等出頭命令

令和2年に証人等出頭命令の申立てがされた事件はなかった。

#### (8) 審査の期間の目標達成状況

#### ア 審査の期間の目標

原則として1年6か月とする(平成20年1月1日から実施。 なお、17年1月1日から19年12月31日までは目標期間を2年と していた。)。

#### イ 目標の達成状況

平成20年1月1日以降の新規申立事件1,431件のうち、令和2年12月末までに終結した事件は1,208件であり、このうち1年6か月以内で終結したものは841件であった。また、終結事件1,208件に係る平均処理日数は436.1日であった(第3・4表)。

第3表 新規申立・終結状況(20年1月1日以降)

	lua I =		終結:	<b></b>		未糸	冬結	
	新規 申立			終結計		うち1年 6か月		
		取下	和解	計	決定			経過
件数(件)	1,431	180	779	959	249	1,208	223	106
平均処理日数(日)	_	337.6	332.7	333.6	831.0	436.1	_	_

第4表 終結事件の処理日数別内訳

	取	下•和解	命令•	ψ⁄ο √ <del>+</del> ⇒ l.		
	取下	和解	計	決定	終結計	
6か月以内	71	285	356	0	356	
6か月超~1年以内	42	236	278	8	286	
1年超~1年6か月以内	39	125	164	35	199	
1年6か月以内計	152	646	798	43	841	
1年6か月超	28	133	161	206	367	

## 《参考》審査の期間の目標を2年としていた時期の新規申立事件の処理 状況(17年1月1日から19年12月末までの新規申立て)

審査の期間の目標を2年としていた時期(17年1月1日(改正 労働組合法施行日)から19年12月末まで)の新規申立事件の処理 状況は、以下のとおりである。

この間の新規申立事件304件のうち、令和2年12月末までに終結した事件は271件であり、このうち2年以内で終結したものは207件であった。また、終結事件271件に係る平均処理日数は528.6日であった。

(参考-1表) 新規申立・終結状況

			終新	片状況				
	新規申立	耵	マ下・和角	解	命令•	終結計	未終結	
		取下	和解	計	決定			
件数(件)	304	29	183	212	59	271	33	
平均処理日数(日)	_	359.0	468.0	453.1	800.0	528.6	_	

(参考-2表) 終結事件の処理日数別内訳

	取	文下•和解	命令•	<b>※欠 ≪士 ⇒</b> ↓		
	取下	和解	計	決定	終結計	
6か月以内	13	38	51	0	51	
6か月超~1年以内	8	51	59	6	65	
1年超~1年6か月以内	2	46	48	9	57	
1年6か月越~2年以内	2	20	22	12	34	
2年以内計	25	155	180	27	207	
2年超	4	28	32	32	64	

#### 4 終結状況

#### (1) 終結件数・終結率

令和2年の取扱件数429件のうち、79件が終結した。終結件数は 前年に比べて20件減少した(資料<統計表>第22表)。

#### (2) 終結区分

終結した79件について、終結区分をみると、命令・決定件数は23件となっており、その内訳は、「全部救済」8件、「一部救済」9件、「棄却」4件、「却下」2件である。また、命令・決定以外では、「関与和解」24件、「無関与和解」22件、「取下」10件となっている(資料<統計表>第22表)。

## (3) 所要日数

#### ア 所要日数区分別の状況

終結区分別にみた所要日数の分布状況は、第5表に示すとおりである。

第5表 終結事件所要日数区分分布

終結 区分 日 数	総数	全部救済	一部救済	棄却	却下	関与和解	無関与和解	取 下
総数	79	8	9	4	2	24	22	10
49日以内	4	_	_	_	_	_	2	2
50~99日	8	_	_	_	_	5	3	_
100~299日	17	1	_	_	_	9	5	2
300~499日	20	2	1	_	_	7	8	2
500~699日	7	2	1	_	1	_	1	2
700~999日	13	2	3	1	1	3	2	1
1000~1499日	9	1	3	3	_	_	1	1
1500日以上	1	_	1	_	_	_	_	_

#### イ 所要日数の平均・最短・最長

終結までに要した日数の平均・最短・最長は第6表に示すと おりである。令和2年の終結事件に係る平均所要日数は、492.0 日となっている。

第6表 終結事件所要日数平均・最短・最長

所要				
終結	平均	最 短	最 長	件数
区分				
総数	492.0	24	1,876	79
全部救済	631.3	251	1,144	8
一部救済	1001.3	346	1,876	9
棄 却	1048.0	703	1,201	4
却下	835.0	678	992	2
関与和解	311.0	54	878	24
無関与和解	342.6	39	1,201	22
取下	394.5	24	1,094	10

## 5 不服申立ての状況

令和2年中に当委員会が発した命令・決定書数は23本であった。 なお、命令・決定による終結事件数は23件である。

これに対して、再審査あるいは行政訴訟が提起されたものは令和 3年1月末現在13本となっており、命令・決定に対する不服申立率 は56.5%であった(第7・8表)。

第7表 命令・決定の不服申立状況

X	本 数	
命令	23	
不服申立数	13	
再審	11	
	労働者側	4
	使用者側	4
	双方	3
行政	3	
	労働者側	0
	使用者側	3
不服申立率	56.5	

- 注1) 不服申立率=(再審査申立て又は行政訴訟提起があった命令・ 決定書の本数)÷(命令・決定書総本数)
  - 2) 同一の命令・決定書に対し、再審査申立てと行政訴訟提起の双 方がなされる場合がある。令和2年の場合、1本が該当するので、 不服申立数と内訳の計とが一致しない。

# 第2節 命令・決定事件

# 1 命令・決定事件一覧

令和2年中に当委員会が発した命令・決定書は第8表のとおりである。

# 第8表 命令・決定事件一覧

※不服等については、3年1月末現在で確認できた情報を掲載している。

順次	事件名	事件番号	申立 年月日	終結 年月日	該当号別 終結区分	不服申立等の 状況 (申立人)
1	S事件	30不12	Н30.2.16	R2.1.8	1·2 一部救済	行政訴訟 (使)
2	S事件	30不13	Н30.2.19	R2.1.22	1·2·3 棄却	確定
3	Z事件	29不79	H29.10.30	R2.2.5	1·3·4 全部救済	再審査 (双方)
4	A事件	29不71	H29.9.29	R2.2.20	1·2·3 一部救済	再審査(労) 行政訴訟(使)
5	W事件	30不93	H30.12.17	R2.3.4	2•3 全部救済	再審査 (使)
6	J事件	31不24	H31.3.25	R2.3.4	3 一部救済	確定
7	E事件	28不24	H28.3.8	R2.3.11	1·2·3 一部救済	確定
8	D事件	29不2	H29.1.5	R2.3.11	1·3·4 棄却	再審査 (労)
9	J事件	28不86	H28.12.12	R2.3.26	2 棄却	再審査 (労)
10	N事件	29不35	H29.5.8	R2.4.8	1·2 一部救済	再審査 (双方)
11	I事件	30不4	Н30.1.16	R2.4.8	2 全部救済	再審査 (使)

順次	事件名	事件番号	申立 年月日	終結 年月日	該当号別 終結区分	不服申立等の 状況 (申立人)
12	K事件	29不18	H29.2.27	R2.4.15	2 全部救済	行政訴訟 (使)
13	S事件	29不88	H29.12.1	R2.5.7	2 一部救済	確定
14	O事件	30不84	Н30.11.7	R2.5.27	3 全部救済	確定
15	P事件	30不67	Н30.9.27	R2.6.17	2 全部救済	再審査 (使)
16	G事件	30不76	H30.10.12	R2.8.19	2·3 却下	再審査 (労)
17	T事件	29不70	H29.9.27	R2.8.19	2•3 一部救済	未確定
18	A事件	29不56	H29.7.28	R2.8.26	3 棄却	未確定
19	J事件	27不71	H27.7.31	R2.9.17	1·2·3 一部救済	再審査 (双方)
20	B事件	30不11	Н30.2.9	R2.10.27	2 却下	未確定
21	P事件	2不16	R2.2.21	R2.10.28	2 全部救済	未確定
22	P事件	元不77	R1.10.29	R2.11.1	2 全部救済	未確定
23	A事件	30不87	H30.11.14	R2.11.26	1·2·3 一部救済	再審査 (使)

### 2 命令・決定事件の分類

※ 事件名横の【】内の数字は、前記第8表の順次のとおりである。

### 1 不当労働行為を構成する事実(申立内容)

- (1) 不利益取扱い
  - ア 解雇・雇止め等

〈普通解雇〉

- ·A事件【4】
- ·N事件【10】

〈雇止め〉

- ·E事件【7】
- ·J事件【19】

〈再雇用契約不継続〉

- ·Z事件【3】
- ·A事件【23】
- イ 賃金等

〈減給〉

·D事件【8】

〈役職手当の不支給〉

- ·S事件【1】
- ウ配転・業務割当

〈担当外し〉

- ·E事件【7】
- エ その他

〈業務に関する組合の要望に対する対応〉

·S事件【2】

〈休職命令及び休職期間満了通知の送付〉

·D事件【8】

### (2) 団体交渉拒否

### ア 団体交渉拒否の理由

〈交渉事項〉

- ·A事件【4】
- ·N事件【10】
- ·G事件【16】
- ·A事件【23】

〈使用者性〉

·I事件【11】

〈組合員の不存在〉

- ·I事件【11】
- ·J事件【9】

〈労働者性〉

- ·W事件[5]
- 〈雇用関係終了〉
  - ·P事件【15】

〈理由のない団交拒否〉

- ·B事件【20】
- ·P事件【21】
- •P事件【22】

# イ 交渉方式・態様

〈使用者の交渉態度・説明内容〉

- ·S事件【1】
- ·S事件【2】
- ·E事件【7】
- ·K事件【12】
- ·S事件【13】
- ·T事件【17】
- ·J事件【19】
- ·A事件【23】

### (3) 支配介入

### ア 反組合的言動

〈団体交渉における発言〉

·S事件【2】

〈面談等での発言〉

- ·J事件【6】
- ·D事件【8】
- ·S事件【13】
- ·O事件【14】

〈ウェブページへの文言加筆・掲載〉

·E事件[7]

〈非組合員への指示〉

·E事件【7】

〈組合に対する要求書・警告書の交付〉

·E事件【7】

〈組合を批判する通知書の提出〉

·G事件【16】

〈合意事項の不履行〉

•T事件【17】

〈ビラ配布の禁止〉

·A事件【18】

〈業務改善指示書の送付〉

·J事件【19】

# イ 人事権の行使

〈再雇用契約不継続〉

·Z事件【3】

〈非組合員への指示〉

·E事件【7】

〈組合員毎に異なる労働条件の提示〉

·A事件【18】

〈面談に他の組合員の立ち合いを拒否〉

·A事件【18】

〈雇用形態変更の拒否〉

- ·T事件【19】
- ウ 団体交渉に係る会社の対応

〈労使協議の拒否〉

·S事件【2】

〈団体交渉の拒否〉

·W事件[5]

〈参加人数や発言者数の制限等〉

- ·A事件【23】
- エ その他

〈組合員への個別交渉〉

·O事件【14】

〈組合員への文書等の交付〉

- ·E事件【7】
- ·A事件【18】

〈組合員への勤務シフトの直接通知〉

- ·A事件【4】
- (4) 労働委員会への申立て等を理由とする不利益取扱い

〈再雇用契約不継続〉

·Z事件【3】

〈休職期間満了通知の送付〉

- ·D事件【8】
- 2 不当労働行為の要件・救済手続
  - (1) 当事者適格等
    - ア 申立人適格

〈請負契約〉

·W事件【5】

〈組合員の解雇から長期間が経過〉

·J事件【9】

〈業務委託先で雇用〉

·I事件【11】

〈申立人の組合資格不適合〉

·G事件【16】

# イ 使用者性

〈業務委託元〉

- ·I事件【11】
- (2) 救済利益

〈組合員の不存在〉

·O事件【14】

〈誠実な団体交渉〉

- ·P事件【15】
- (3) 却下事由

〈申立て期間の徒過〉

- ·D事件【8】
- ·J事件【9】

〈申立人が申立てを維持する意思を放棄〉

·B事件【20】

# 3 救済命令

(1) 不利益取扱いの救済

〈役職手当の支払〉

·S事件【1】

〈文書の交付及び掲示〉

·Z事件【3】

〈文書の交付〉

·J事件【19】

### 〈再雇用したものとして取り扱うこと〉

- ·A事件【23】
- (2) 団体交渉拒否の救済
  - ア 団体交渉応諾
    - ·W事件[5]
    - ·I事件【11】
    - ·P事件【21】
    - ·P事件【22】
  - イ 誠実な団体交渉
    - ·K事件【12】
    - ·S事件【13】
  - ウ 文書交付又は掲示のみ
    - ·S事件【1】
    - ·A事件【4】
    - ·N事件【10】
    - ·P事件【15】
    - ·J事件【19】
    - ·A事件【23】
- (3) 支配介入の救済
  - ア 反組合的言動の禁止
    - ·J事件【6】
    - ·E事件[7]
  - イ 文書交付又は掲示のみ
    - ·Z事件【3】
    - ·A事件【4】
    - ·W事件【5】
    - ·O事件【14】
    - ·T事件【17】
    - ·J事件【19】

- (4) 労働委員会への申立て等を理由とする不利益取扱いの救済
  - 〈文書交付及び掲示〉
    - ·Z事件【3】
- (5) 文書交付•掲示
  - ア 文書交付
    - ·S事件【1】
    - ·A事件【4】
    - ·J事件【6】
    - ·E事件[7]
    - ·N事件【10】
    - ·I事件【11】
    - ·S事件【13】
    - ·O事件【14】
    - ·P事件【15】
    - ·T事件【17】
    - ·J事件【19】
    - •P事件【22】
  - イ 文書交付及び掲示
    - ·Z事件【3】
    - ·W事件【5】
    - ·K事件【12】
    - ·P事件【21】
    - ·A事件【23】

### 3 命令・決定事件の概要

### 1 S事件(30不12、2.1.8終結、一部救済)

### (1) 事件の概要

本件は、①法人が29年4月分給与以降、分会書記長Xに対し役職手当5,000円を支給していないこと、②Xの役職手当不支給に係る29年11月27日、12月20日及び30年3月19日の団体交渉における法人の対応が、不当労働行為に当たるとして、救済申立てのあった事件である。

### (2) 主文の要旨

ア 法人は、Xに対し、29年4月分以降の月額5,000円の役職手当不支給をなかったものとして取り扱い、同月分以降の役職手当等を支払わなければならない。

- イ 文書交付
- ウ ア及びイの履行報告
- エ その余の申立ての棄却

### (3) 判断の要旨

ア Xの役職手当不支給について

29年3月28日から4月にかけて、法人は、財政上の理由から 役職手当を1年間支給停止することについて、支給対象者全員 に対して同意を求めることとしたが、Xのみ同意しなかった。 その後、法人は、Xに対し、4月分給与から役職手当5,000円を 支給しなくなった。

法人は、本件役職手当の不支給は、Xに対する人事権の行使としての降職であり、降職の理由については、①Xが主任代行として任命されていたYが出向先から戻ってきたため、主任代行が必要なくなったこと、②Xが施設利用者に対する暴力行為等を行ったこと、③けん責処分を受けたことを挙げている。

①については、25年 9 月 1 日、Y は出向先から法人に戻ったが、その後、29年 3 月まで 3 年 4 か月間にわたり、X に役職手当が支給されてきた。法人が、29年 4 月分から、主任代行は不要だ

として役職手当を不支給としたのは不自然である。

- ②については、23年4月から24年10月にかけて、Xが施設利用者に対して行った対応の中には、法人が暴力行為等であると懸念するものが含まれていたと法人は主張しているが、いずれも23年から24年のことであり、当時、法人は指導、処分等を行っていなかったにもかかわらず、29年4月になって降職理由として持ち出すことには疑問がある。
- ③については、けん責処分が法人の就業規則の中で最も軽い 懲戒処分であること、主任代行の業務とは必ずしも関係のない ことでの懲戒処分であることから、降職理由とするにはやや疑 問がある。

以上のとおり、法人が挙げた本件役職手当不支給の理由は不自然である。また、本件役職手当を不支給とする直前には、Xが、組合の立場からの要求を掲げて、法人の役職手当支給停止依頼に応じなかったことなども総合考慮すると、本件役職手当の不支給は、Xが組合員であることを理由とした不利益取扱いに当たる。

### イ 団体交渉に対する法人の対応について

29年11月27日の団体交渉において、法人は、Xの役職手当不支給の理由として、Xの主任代行は外すということです、などと結論を述べるだけであり、組合の理解を得るような説明に努めたとはいえない。

また、12月20日の団体交渉においても、法人は、Yが25年9月に戻ってきてからも3年4か月間にわたってXに役職手当の支給を継続してきた経緯や、それを29年4月になって不支給とした理由について、十分な説明をしていない。

以上のとおり、29年11月27日及び12月20日の団体交渉における法人の対応は、不誠実な団体交渉に当たる。

30年3月19日の団体交渉では、法人は、当委員会で解決を図っていきたいと述べ、Xへの役職手当は支払わないという自らの回答が変わらない旨も回答している。したがって、30年3月

19日の団体交渉における法人の対応は、正当な理由のない団体 交渉拒否及び不誠実な団体交渉のいずれにも当たらない。

### 2 S事件(30不13、2.1.22終結、棄却)

(1) 事件の概要

本件は、①29年6月15日の団体交渉におけるY1常務取締役及びY2取締役の発言、②29年11月29日の団体交渉における会社の対応、③会社が29年11月29日の団体交渉において次回の団体交渉を約束しながら開催せず、29年冬季一時金を支給したこと、④会社が30年にマネジャー制度及びその人事について就業規則に定めのある労使協議を行わなかったこと、⑤会社が30年1月19日付A新聞特別号に関する印刷対応について、印刷所変更前と同様の紙質に戻してほしいとするX委員長の要望を拒否したことが、不当労働行為に当たるとして、救済申立てのあった事件である。

- (2) 主文の要旨本件申立てを棄却する。
- (3) 判断の要旨
  - ア 6月15日の団体交渉における会社側の発言について

Y1常務取締役及びY2取締役の発言は、X委員長の長時間にわたるY2取締役への個人攻撃ともいえる対応に対して出たものであり、組合の弱体化を企図するものであったとはいえず、また、組合活動を妨害したものともいえないから、組合の運営に対する支配介入には当たらない。

イ 11月29日の団体交渉について

11月29日の団体交渉において、冬季一時金等の議題について 協議に入ることができなかった原因は、組合による団体交渉の 進め方にあったといわざるを得ず、会社の対応が不誠実であっ たということはできない。

- ウ 一時金支給日までに団体交渉が開催されなかったことについ て
  - 一時金支給日までに団体交渉が開催されなかったのは、組合

が一時金支給日の迫る時期に開催候補日を示さず団体交渉を申し入れたことに起因しており、会社が正当な理由なく団体交渉を拒否したと評価することはできない。

エ マネジャー制度及びその人事に係る労使協議を行わなかった ことについて

会社が労使協議を行わなかったことが、組合の存在を軽視したものとまではいえないから、組合の運営に対する支配介入には当たらない。

オ X委員長が行った業務上の要望について

会社はX委員長の要望に対して一定の配慮をするなどしており、会社の対応は組合員であるが故の不利益取扱いには当たらない。

### 3 Z事件(29不79、2.2.5終結、全部救済)

(1) 事件の概要

本件は、①Y組合が、X1の28年10月31日付再雇用契約終了に当たり、同人の雇用を継続しなかったこと、②Y組合が、X2の29年8月31日付再雇用契約終了に当たり、同人の雇用を継続しなかったことが、不当労働行為に当たるとして、救済申立てのあった事件である。

- (2) 主文の要旨
  - ア 文書交付・掲示
  - イ アの履行報告
- (3) 判断の要旨
  - ア Y組合における雇用の継続について

Y組合には、再雇用職員又は継続雇用職員としての雇用が終了した以降も従業員の希望で雇用が継続されるという制度は存在しない。しかし、一方では、18年以降、再雇用契約等終了年齢に達した従業員24名のうち、少なくとも8名が臨時雇用職員として雇用されている事実が認められる。出向者の雇用終了時、Y組合がその後任を選定できなかった場合には、出向先との

関係を考慮して、適宜、雇用を継続し、出向先の運営に支障を来さないよう配慮していたものといえる。

### イ X1の雇用を継続しなかったことについて

Y組合は、X1の出向先であるA法人を所管するB市に、X1の後任者を用意することを伝えていたが、雇用契約終了の直前で後任者を手配することができなくなり、B市に後任者の手配を預けることとなった。Y組合は、X1との雇用契約終了の直前で後任者を手配できなくなった以上、A法人やB市の意向を確認し、同人の雇用継続が可能であればこれにより出向者の不在を暫定的に補うのが、当然に期待される対応であったというべきである。

ところが、Y組合は、10月20日以降、A法人やB市に同人の出向を継続させることについての意向を確認せず、他方、X1に対しても雇用継続の意向を打診せず、また、同人に上記情報を一切提供していない。このようなY組合の対応は極めて不自然である。Y組合が同人に対し、出向者の後任者を選定できなかった場合の従前の対応により雇用継続を打診していれば、同人がこれに応じた可能性は高いといえる。

また、当時、Y組合と従業員組合との関係は、X2の解雇以降、長期にわたって複数の訴訟や不当労働行為救済申立てが係属し対立状況にあった。

以上を総合的に勘案すると、Y組合が、X1の出向先に対し、 後任者の手配ができないにもかかわらず、従前の対応とは異なり、これに何の配慮を示さないまま、同人に一切の連絡を取らず、同人の雇用を継続しなかったことは、同人が、激しく対立する従業員組合に加入したため、これを排除する意思に基づいたものといわざるを得ず、同人が従業員組合に加入したことを理由とする不利益取扱いに当たるとともに、組合員を排除することにより従業員組合の弱体化を企図した支配介入にも当たる。 Y組合は、X2との再雇用契約が終了する日の3か月前である29年5月31日に、書面で、同人に対し雇用終了を確認した。X2は、6月21日の団体交渉以降、雇用の継続を強く求め、C法人への出向継続の意思を表示していたが、Y組合は、これを拒否した。

しかし、Y組合は、X2に対し再雇用契約終了の通知をした5月31日の時点で、後任者の選定作業に入っていたか否かは不明であり、X2に対し、再雇用契約が終了する3か月前に、殊更に書面により再雇用契約の終了を告げたのは、長年にわたってY組合の現執行部と対立してきた同人との雇用契約を終了させる強い意欲があったからと推測される。

Y組合は、再雇用予定者ではないDの出向措置人事を行ったが、C法人への出向継続の意思を表示していたX2を排除してまで、Dを同法人に出向させ、X2との雇用契約を終了させる措置は、その合理性に多大の疑問を抱かせるものである。

したがって、Y組合が、X2の雇用を継続しなかったことは、 従業員組合の組合長である同人を確実に排除するためであった というほかなく、同人が従業員組合の組合員であること及び従 業員組合がY組合を被申立人として労働委員会に不当労働行為 救済申立てを行ったことを理由とする不利益取扱いに当たると ともに、組合員を排除することにより従業員組合の弱体化を企 図した支配介入にも当たる。

# 4 A事件(29不71、2.2.20終結、一部救済)

### (1) 事件の概要

本件は、①法人が X を 29年 7 月 20日付けで普通解雇としたこと、② X の勤務シフトについて、組合を通して団体交渉を申し入れていたにもかかわらず、法人が、5 月 16日付および 6 月 2 日付で、組合を通さず同人に直接通知したこと、③法人が、組合からの団体交渉申入れに対し、6 月 15日付「回答書」で、 X との個別的な雇用契約の問題について交渉事項から除外するよう求めたことが、不当労働行為に当たるとして、救済申立てのあった事件である。

### (2) 主文の要旨

- ア 文書交付
- イ アの履行報告
- ウ その余の申立ての棄却
- (3) 判断の要旨
  - ア Xの勤務シフトについて

法人が、Xが希望した勤務シフト(連続夜勤)を禁止したことは相当な対応であったというべきであり、本件解雇は、Xが連続夜勤に固執して法人が指定した勤務シフトに従わないことを理由としてなされたものといわざるを得ず、同人が組合員であることを理由とした不利益取扱いに当たらない。

### イ 5月16日付および6月2日付の通知について

5月14日付けのXの文書は、法人に対し、同人自身が法人に直接発出したのであり、この文書自体には組合に連絡するよう求める文言はなかったのであり、これに回答する法人の5月16日付けの文書には殊更に組合の関与を排除する文言はない。したがって、5月16日付けの文書は、組合運営に対する支配介入には当たらない。

6月2日付けの文書は、法人が義務的団交事項について、X と直接交渉することで合意を図ろうとしたものとみざるを得な いから、組合運営に対する支配介入に当たる。

# ウ 6月15日付「回答書」について

6月15日付「回答書」は、組合からの団体交渉申入れに対し、 Xとの間の雇用契約の問題を団体交渉から除外することを求め たものであるため、団体交渉の拒否に当たる。

# 5 W事件(30不93、2.3.4終結、全部救済)

### (1) 事件の概要

本件は、組合らの組合員である計器工事作業者が、労働組合法 上の労働者に当たる場合、組合らが①30年12月7日及び12日に申 し入れた団体交渉、②12月26日及び31年1月3日に申し入れた団 体交渉に会社が応じなかったことが、不当労働行為に当たるとして、救済申立てのあった事件である。

### (2) 主文の要旨

ア 会社は、組合らが、①30年12月7日及び12日に申し入れた団体交渉、②12月26日及び31年1月3日に申し入れた団体交渉に応じなければならない。

- イ 文書交付・掲示
- ウ ア及びイの履行報告
- (3) 判断の要旨
  - ア 計器工事作業者の労働者性について

計器工事作業者は、①工事の遂行に不可欠な労働力として会社組織に組み入れられ、②会社により契約内容の主要な部分を一方的、定型的に決定され、③労務提供の対価の性質を有する報酬を支払われ、④会社の個々の業務依頼に基本的に応ずべき関係にあり、⑤会社の指揮監督の下、一定の場所的・時間的拘束を受けて労務を提供し、⑥兼業の実績等がほとんどなく事業者性が顕著ではないから、労働組合法上の労働者に当たる。

### イ 団体交渉の応諾について

組合が申し入れた工事件数の割当て等の要求は義務的団体交渉事項に当たる。したがって、会社が組合らの団体交渉申入れに応じなかったことは、正当な理由のない団体交渉の拒否に当たるとともに、組合らの存在を否認し、その弱体化を企図した支配介入にも当たる。

# 6 J事件(31不24、2.3.4終結、一部救済)

(1) 事件の概要

本件は、組合員Xに対する、①31年1月21日の面談におけるY 1部長の発言、②同月22日の面談におけるY2社長の発言及び③ 同月23日の面談におけるY2社長の発言が、不当労働行為に当た るとして、救済申立てのあった事件である。

(2) 主文の要旨

ア Y3会社は、組合員に対し、組合に加入したことを非難する などして、組合の運営に支配介入してはならない。

- イ 文書交付
- ウ ア及びイの履行報告
- エ その余の申立ての棄却
- (3) 判断の要旨
  - ア 31年1月21日のY1部長の発言について

31年1月21日のY1部長の発言は、組合加入や組合を介した 交渉がXに悪影響を及ぼすことを示唆し、Xに対し、暗に組合 からの脱退を迫るもので、親会社であるY3会社の部長として なされたものであるから、同社による組合の弱体化を図る支配 介入行為に当たるが、Y4会社による支配介入とはいえない。

イ 31年1月22日のY2社長の発言について

31年1月22日のY2社長の発言は、組合に頼んで話を進めた Xの対応を半分嫌がらせみたいなものと非難し、Xに対し、暗 に組合からの脱退を迫るもので、Y3会社による組合の弱体化 を図る支配介入行為に当たるが、Y2社長は、Y4会社の身分 を有しておらず、同社による支配介入とはいえない。

ウ 31年1月23日のY2社長の発言について

31年1月23日にY2社長が、組合が主張するような内容の発言をしたと認定するまでの証拠はないから、支配介入に該当する行為があったとは認められない。

# 7 E事件(28不24、2.3.11終結、一部救済)

(1) 事件の概要

本件は、①会社が、支部の執行委員長X1を雇止めにしたこと、 ②組合員X2及びX3が担当するクラスを閉鎖したこと、③ホー ムページに掲載されていた文章に、「これに伴う(元)講師らの抗議運動にも一切動じることなく」という文言を加筆・掲載したこと、④全講師に対し「労働組合について悪く言う(他人に伝える)こと」等を絶対に行わないことという旨の誓約書に署名させたこと、⑤非組合員の講師に対し「『組合員が担当している授業を取るな』と生徒に指示せよ」という趣旨の文書に署名させたこと、⑥X3に手紙を渡したこと、⑦組合に対しストライキに関する要求書を交付したこと、⑧組合に対し抗議活動に伴う騒音に関する警告書を交付したこと、⑨27年8月31日の団体交渉における会社の組合に対する対応、⑩X2を雇止めにしたことが、不当労働行為に当たるとして、救済申立てのあった事件である。

### (2) 主文の要旨

ア 会社は、ストライキを行う場合には少なくとも3日前までに 日時及びストライキを行う組合員を告知しなければ正当なスト ライキではないと判断するという内容の文書を組合に交付する などして、組合の運営に支配介入してはならない。

- イ 文書交付
- ウ ア及びイの履行報告
- エ その余の申立ての棄却
- (3) 判断の要旨
  - ア X1の雇止めについて

組合らは、会社はX1を雇止めにするために意図的に契約更新に必要な会談を実施しなかった旨を主張するが、会談ができなかったのは、X1が非協力的であったこともあり日程調整が遅れ、双方の都合が合わなかった結果である。したがって、会社が、X1が組合員であることを嫌悪して会談を実施せず、それを理由に雇止めにしたとまでは認めることはできない。

イ 組合員X2及びX3が担当するクラスを閉鎖したこと 会社が、出席生徒数が定員の3分の1にも満たないX2及び X3の担当クラスを閉鎖したことは、非組合員の場合と異なる 対応であったとはいえず、不利益取扱いには当たらない。

### ウ ホームページに掲載されていた文章について

会社が、ホームページに加筆した文章は、組合員及びその他の教職員に対して威嚇的効果を与えたり、組合を殊更に否定したりすることによって組合の運営に影響を及ぼすものであるとまでは認めることはできず、支配介入には当たらない。

### エ 誓約書への署名について

会社が、全講師に対して署名を求めた本件誓約書の内容は、 組合を非難したり悪く言ったりするものではないため、支配介 入には当たらない。

### オ 非組合員の講師に対する文書への署名について

組合は、X2が非組合員から受け取ったメールを証拠として、 このような事実があったと主張するが、本件メールは送信者が 不明であり、同メールに記載されている事実があったと認定す ることはできない。

### カ X3に手紙を渡したことについて

本件手紙にはX3の授業に対する批判や組合員であることを中傷する内容の記載があったが、会社が本件手紙を本人に渡した行為自体から会社に嫌がらせの意図があったと認めることはできない。また、本件手紙は差出人が不明であったことから、会社関係者が作成したとは、必ずしも認めることはできない。

# キ ストライキに関する要求書を交付したことについて

本件要求書は、3日前までに予告のないストライキをした場合には、会社が組合員に対して懲戒処分をするなどの可能性があることを示しているとはいえ、会社が組合に対しストライキに関する要求書を交付したことは、会社が一方的に決めたルールを強要してストライキの実施運用に介入する行為であると評価せざるを得ず、組合の運営に対する支配介入に当たる。

### ク 抗議活動に伴う騒音に関する警告書について

本件警告書は、大きな騒音に対して法的措置を執る可能性を 表明するものであり、組合の抗議活動全般をけん制するもので あるとまではいえないため、支配介入には当たらない。

### ケ 27年8月31日の団体交渉における会社の対応について

会社は、就業規則は中で見てもらうシステムになっており、 就業規則の写しを交付しない方針やその理由について一応の説 明を行っている。本件団体交渉において、Y学院長は、X2が、 会社が就業規則を見せないかのような事実とは異なる発言をし たことに対し、謝罪を求めたうえ、謝罪をしなければ次の話に 進めない旨を述べているが、謝罪を求めること自体は許されな いことではない。また、Y学院長の対応によって団体交渉が大 きく阻害されたとまではいえないため、本件は不誠実な団体交 渉には当たらない。

#### コ X2の雇止めについて

生徒数がゼロとなり担当クラスがなくなったため、その担当 講師を雇止めにするという判断は、会社経営の観点からはあり 得る選択であり、不利益取扱いには当たらない。

### 8 D事件(29不2、2.3.11終結、棄却)

### (1) 事件の概要

本件は、①会社が、組合員 X 1 に対し、休職通知を送付して休職を命じたこと及び休職期間満了通知を送付したこと、②会社が、X 1 を無線委員会の説明会に参加させず同委員会に加入させない等することにより、X 1 の賃金を低下させたこと、③会社が X 1 に対し乗務停止処分を命じたこと等、④会社の従業員が X 1 に対し組合活動をやめるように求める内容の話をしたこと等が、不当労働行為に当たるとして、救済申立てのあった事件である。

# (2) 主文の要旨

本件申立てのうち、28年5月分の賃金の支払に係る申立てを却下し、その余の申立てを棄却する。

### (3) 判断の要旨

# ア 休職通知及び休職期間満了通知の送付について

X1に休職通知を送付した会社の対応は、就業規則の定めに 従ったものといえる。会社がX1に対してだけ休職通知を送付 した事実のみをもって、会社がX1に対してのみ恣意的に休職を命じたと認めることはできない。また、休職期間満了通知は、退職となった事実を通知するものであり、同通知の送付によりX1に退職の効果が生じるものではない。したがって休職通知及び休職期間満了通知の送付自体が不利益取扱いとなることはなく、本件申立てをした組合に対する報復措置であるとも認められない。

### イ 賃金に関する不利益取扱いについて

### (ア) 無線委員会からの排除について

会社が説明会へのX1の参加を認めなかったのは、無線委員会の説明会に先立ち、会社が加入のための書類に氏名等を記載することを全乗務員に求めたところ、X1だけが署名を拒否したためであるため、組合員であるが故の不利益取扱いに当たらない。

### (4) 労働時間の規制について

会社はX1に対し、成城でしか営業しないのであれば出庫から19時間後には営業をやめて会社に向かわなければ会社が定める帰庫時間には間に合わないだろうと指摘しただけであり、X1に対して始業点呼後19時間以降の営業を禁止したものではないため、組合員であるが故の不利益取扱いに当たらない。

# (ウ) 代車要請命令について

乗客の目的地が遠距離などのために帰庫時間に遅れることが予想できる場合には、会社に対して代車を要請するように命じて就労を制限したY1常務の指導の内容は、不合理なものとはいえないため、組合員であるが故の不利益取扱いには当たらない。

# (エ) 休憩時間の取得指示について

組合は、会社はX1に対してのみ休憩時間について他の乗務員とは異なる指示を行ったと主張するが、かかる事実は認められない。

### (オ) 5月分の賃金について

5月分の賃金に係る申立ては行為の日から1年を経過しているため、本件の審査対象とはならない。

### (力) 7月分の賃金について

組合は、会社が7月分の賃金の算定に当たり7月2日に実施した研修の時間を労働時間に算入しなかったため、X1の賃金が低下しており、これは組合員であるが故の不利益取扱いに当たると主張する。7月2日は、X1は研修ではなく会社の指示で適性検査を受けているところ、いずれにせよ、会社が研修や適性検査の時間を基本給計算の際に用いられる実労働時間に算入しなかったことは問題である。しかし、その当否は別にして、会社は全乗務員を対象にこの方針を採っているため、組合員であるが故の不利益取扱いに当たらない。

#### ウ 乗務停止処分について

X1は、10月26日、客が行き先を伝えた時点では何も言わず、車を発進させた後、長距離客は乗せられないこと、代車を要請したがいつ来るか分からないことを伝えたところ、客は怒って降車した。Y2所長代理が、X1に対して、乗客に事情を説明して後ろのタクシーに乗るようお願いするなどできなかったのか、客を乗せて発車させたのは問題ではないかと指摘したのももっともなことである。Y2所長代理は、X1の乗客対応について、今後も同じ状況下で同じ接客をするのであれば運行管理上乗せることはできないと述べたことについては、やむを得ないことである。したがって、Y2所長代理が乗務停止を指示したことは、X1が組合員であるが故の不利益取扱いには当たらない。

### エ 従業員A及びBの発言及び行動について

### (7) Aの発言及び行動について

ビラ配布時及び乗務員控室におけるAの発言は、組合の組織及び運営に対する介入行為といえる。しかし、Aの発言が会社の指示又は黙認の下によるものであったと認めるに足りる疎明はない。したがって、会社による支配介入と認めるこ

とはできない。また、組合は、Aが組合員X2に組合脱退を強要したと主張するが、かかる事実は認められない。

#### (4) Bの発言及び行動について

B班長がX1に電話を掛けて組合活動をやめるよう求める内容の話をしたことは、組合活動に介入する発言であるといえる。しかし、Bが班長であったということから直ちに同人の電話が会社の指示によるものだと認めることはできない。また、会社がB班長に指示等をしたと認めるに足りる疎明もないことから、B班長の電話が会社の指示によるものであったと認めることはできない。したがって、会社による支配介入に当たらない。

### 9 J事件(28不86、2.3.26終結、棄却)

(1) 事件の概要

本件は、組合書記長の退職以降における団体交渉申入れに対する会社の対応が、不当労働行為に当たるとして、救済申立てのあった事件である

(2) 主文の要旨

本件申立てのうち、27年12月12日以前に申し入れた団体交渉に 係る申立てを却下し、その余の申立てを棄却する

### (3) 判断の要旨

ア 却下等に係る主張について

本件申立ては28年12月12日にされたものであるから、申立ての1年前である27年12月12日以前に行われた団体交渉の申入れに係る申立ては、労働組合法第27条第2項及び労働委員会規則第33条第1項第3号の規定により却下を免れない。

# イ 団体交渉申入れに対する会社の対応について

一般に、裁判所あるいは労働委員会に当該案件が係属中であることを理由として団体交渉を拒否することは許されない。しかし、本件の場合、①議題であるX1及びX2の解雇撤回要求は、解雇からそれぞれ約40年又は約32年が経過していたこと、

②X3の欠勤控除等撤回要求は、約33年前に会社が決定した欠 勤控除に係るものであること、③X3及びX4の賃金差別是正 要求は、X3及びX4を昇格させなかったことからそれぞれ約 21年又は約16年が経過していたことなどが認められる。この間、 裁判所あるいは労働委員会の手続の中で、双方の主張が尽くさ れたことが容易に推認される。

会社が上記要求の理由や趣旨・目的等を具体的に文書で明らかにするよう求めたことには相応の根拠があると認められるが、組合がそうした会社の求めに対応したと認めることはできない。したがって、会社の対応が正当な理由のない団体交渉拒否であるとはいえず、不当労働行為には当たらない。

### 10 N事件(29不35、2.4.8終結、一部救済)

(1) 事件の概要

本件は、①会社が29年7月26日付けでXを解雇したこと、②会社が29年5月19日付けで組合が申し入れた団体交渉に対し、同年7月27日まで応じなかったことが、不当労働行為に当たるとして、救済申立てのあった事件である。

- (2) 主文の要旨
  - ア 文書交付
  - イ アの履行報告
  - ウ その余の申立ての棄却
- (3) 判断の要旨
  - ア Xの解雇について

XがA保育園の建設資金の借入れに係る申請業務を行っていなかったことは明らかであるから、Xに対する本件解雇には相応の理由がある。また、解雇理由となった同人の本件申請業務に関する会社が行った調査は客観的かつ公正なものであったといえる。したがって、同人が組合員であることないし組合活動を行ったことを理由とする不利益取扱いには当たらない。

イ 29年5月19日の団体交渉申入れへの対応について

会社は、5月19日付けでの組合からの団体交渉申入れに対し、本件申請業務について調査中であることなどを理由に7月27日まで団体交渉に応じなかったが、団体交渉を拒否する正当な理由があったと認めることはできない。したがって、会社の対応は、正当な理由のない団体交渉拒否に当たる。

### 11 I 事件(30不4、2.4.8終結、全部救済)

### (1) 事件の概要

本件は、組合が29年11月6日付けで申し入れた団体交渉に法人が応じなかったことが、不当労働行為に当たるとして、救済申立てのあった事件である。

### (2) 主文の要旨

ア 法人は、組合が29年11月6日付けで申し入れた団体交渉に誠実に応じなければならない。

イ 文書交付

ウ ア及びイの履行報告

### (3) 判断の要旨

Xは、28年5月30日付けで法人を退職したこととされ、6月1日以降は、申立外A会社の従業員として取り扱われ、引き続き法人の事務所において勤務していた。A会社は、Y弁護士の弁護士業務と税理士業務に関連する事務作業等を一括して外部委託する形式とするために設立した会社であり、法人の代表者及びA会社の取締役を兼ねるY弁護士が、Xの労働条件を支配し決定していたとみるのが相当である。

したがって、Xは、組合員資格がなく、組合自体が申立適格を欠くから本件申立ては却下されるべきである、との法人の主張は、組合が自主的に決定すべき組合員の範囲について、使用者である法人が介入したものであるから、採用できない。法人は、Xの労働条件に係る団体交渉に応ずべき立場にあったというべきであり、法人が団体交渉に応じなかったことは不当労働行為に当たる。

### 12 K事件(29不18、2.4.15終結、全部救済)

(1) 事件の概要

本件は、28年3月17日、4月15日及び5月16日に行われた新教員人事制度を議題とする団体交渉における法人の対応が、不当労働行為に当たるとして、救済申立てのあった事件である。

### (2) 主文の要旨

ア 法人は、組合が申し入れた新教員人事制度を議題とする団体 交渉において、成績評価の基準を具体的に説明するなどして、誠 実に応じなければならない。

イ 文書掲示

ウ ア及びイの履行報告

#### (3) 判断の要旨

団体交渉における法人の対応には、中高教員の資格等級を3等級にする理由について一応の説明をし、組合の要求に対し譲歩の姿勢をみせるなど、相応の対応をしているところもあるが、新教員人事制度導入による不利益の程度や降格制度導入の必要性、成績評価の基準や中高の初年度格付の基準などの説明において、具体的な根拠を示して十分な説明を行ったとはいえない。したがって、団体交渉における法人の対応は、不誠実な団体交渉に当たる。

### 13 S事件(29不88、2.5.7終結、一部救済)

#### (1) 事件の概要

本件は、①会社の代表取締役であったYが、支部執行委員長の X 1 外 3 名に対して「個人的な意見を伝えると残念だな。」、「この 規模の会社で(労働組合が)できてしまうことが残念。」などと述べたり、支部の副執行委員長の X 2 及び同書記長の X 3 に対し、「その二人が会社側でなく労働者側に付くと会社潰れるよ。」などと発言したこと(以下「本件発言」という。)、②29年度における定期昇給及び夏季賞与を議題とする計6回の団体交渉における会社の対応が、不当労働行為に当たるとして、救済申立てのあった事件である。

### (2) 主文の要旨

ア 会社は、29年度における夏季賞与減額以外の経費の削減策に ついて、組合らが団体交渉を申し入れたときは、誠実に応じなけ ればならない。

- イ 文書交付
- ウ ア及びイの履行報告
- エ その余の申立ての棄却

### (3) 判断の要旨

① 会社の代表取締役であったYの発言について

Yの本件発言については、その全体の趣旨(従業員とのコミュニケーション不足への反省等)を踏まえれば、組合嫌悪の感情をうかがうことはできない。また、Yは、本件発言後、その発言を打ち消す趣旨の発言を面談の中で行っている。したがって、組合の運営に対する支配介入に当たるとはいえない。

② 団体交渉における会社の対応について

組合及び支部は、会社に対し、29年度における定期昇給を一律2,000円とすること及び夏季賞与を前年度と同月数支給することを要求し、これを議題として計6回の団体交渉を行った。団体交渉における会社の対応には、業績及び経営状況について、商品開発の中止に伴う損失と前社長の退職金について等、相応の説明をしているところもあるが、29年7月21日の第6回団体交渉においては、組合らの質問した人件費以外の経費削減策を具体的に説明して、理解を得るべく努めることが求められていたにも関わらず、夏季賞与一律20パーセント減額以外の経費の削減策を説明しなかった。したがって、会社の対応は不誠実な団体交渉に当たる。

# 14 〇事件(30不84、2.5.27終結、全部救済)

(1) 事件の概要

本件は、30年10月18日、会社オフィス内において、会社のY社長らがXに対して行った言動が、不当労働行為に当たるとして、救

済申立てのあった事件である。

(2) 主文の要旨

ア 文書交付

イ アの履行報告

(3) 判断の要旨

Xは、会社から解雇する旨の通知がなされたことから、30年10月13日、組合に加入した。同日、組合は、会社に対し、Xの組合加入通知書及び団体交渉申入書を郵送した。10月18日、Y社長らとXとが面談し、Y社長らがXに対し「基本的にそのユニオンと交渉して、あの何かを決めるっていうことは我々考えていませんから。」などと発言した。

Y社長らのXに対する言動は、Xに組合を通じた解決を断念させることによって、組合との団体交渉を回避するとともに、Xと個別交渉を行い、Xの解雇に係る組合の関与を排除しようとするものであるといわざるを得ない。したがって、会社による組合の組織及び運営に対する支配介入に当たる。

### 15 P事件(30不67、2.6.17終結、全部救済)

(1) 事件の概要

本件は、組合が30年8月6日、同月21日及び9月3日付けで申し入れた組合員Xの解雇に関する団体交渉に会社が応じなかったことが、不当労働行為に当たるとして、救済申立てのあった事件である。

(2) 主文の要旨

ア 文書交付

イ アの履行報告

(3) 判断の要旨

30年7月20日、会社はXを解雇した。その後、Xは申立人組合に加入し、組合は、同人の解雇撤回を要求して、団体交渉を申し入れた。しかし、会社は、Xとの雇用関係は完全に終了したと回答して、団体交渉に応じなかった。

労働者が解雇されたとしても、労使間に未解決の問題が残されている場合においては、使用者は、団体交渉に応ずべき立場にある。組合は、Xの解雇という組合員の労働条件に係る会社との間の未解決の問題について、時期に遅れることなく団体交渉を申し入れており、会社はそれに応ずべき立場にあったといえる。したがって、会社の対応は、正当な理由のない団体交渉拒否に当たる。

### 16 G事件(30不76、2.8.19終結、却下)

### (1) 事件の概要

本件は、①組合が送付した30年7月31日付「通知書」、8月20日付「通知書」及び9月15日付「団体交渉申入書」に係る団体交渉に会社が応じなかったこと、②会社が組合に対し10月10日付「通知書」を提出したことが、不当労働行為に当たるとして、救済申立てのあった事案である。

- (2) 主文の要旨 本件申立てを却下する。
- (3) 判断の要旨

当委員会が申立人組合の資格審査を行った結果、資格審査「決定書」のとおり、申立人組合は労働組合法第2条及び第5条第2項の規定に適合しない。したがって、組合が労働組合法上の救済を受ける資格を有するものと認められないので、本件申立てを却下する。

# 

### (1) 事件の概要

本件は、①輸送人員明細表(バスの運転手が乗降客数と到着時刻を記録する書類)に関する妥結内容の履行に係る会社の対応、②輸送人員明細表の廃止をめぐる団体交渉における会社の交渉態度、③事務職員の休日出勤の取扱いなどに関する妥結内容の履行に係る会社の対応が、不当労働行為に当たるとして、救済申立てのあった事件である。

- (2) 主文の要旨
  - ア 文書交付
  - イ アの履行報告
  - ウ その余の申立ての棄却
- (3) 判断の要旨
  - ア 輸送人員明細表に関する妥結内容の履行に係る会社の対応に ついて

組合と会社とは、26年12月12日付けで、組合員の業務負担を 軽減することなどを内容とする「確認書」を締結した。また、輸送人員明細表の取扱い、事務職員が休日出勤する場合の取扱い などについて、27年11月27日付「確認書」及び同月30日付「合意 メモ」により合意した。

会社は、その後、輸送人員明細表について、廃止が可能なものについては順次廃止し、廃止できないものについては組合と協議するなど、組合との合意に沿った対応をしているといえる。したがって、妥結内容の履行に係る会社の対応は、組合活動に対する支配介入には当たらない。

イ 輸送人員明細表の廃止をめぐる団体交渉について

会社は、輸送人員明細表の必要性などについて相応の説明を しており、交渉を引き延ばしたり回答を避けようとしていたと は認められない。したがって、会社の対応が不誠実だったという ことはできない。

ウ 事務職員の休日出勤の取扱いなどに関する妥結内容の履行に 係る会社の対応について

会社の対応は、労使間で懸案事項となっていた振替休日等の管理の改善と実施の徹底を図った、組合との合意を軽視するものといわざるを得ず、組合に対する信頼を損ない、組合を弱体化させるものである。したがって、組合の運営に対する支配介入に当たる。

### 18 A事件(29不56、2.8.26終結、棄却)

(1) 事件の概要

本件は、①29年7月11日頃、会社が、契約期間満了を迎える11名の組合員中7名の組合員に対して、残りの4名の組合員と異なる労働条件を提示したこと、②29年5月19日に、X1委員長及びX2と行った面談において、他の組合員の立会いを認めなかったこと、③29年6月24日に組合らが行ったビラの配布に対するY館長の対応、④組合員11名に送付した7月11日付文書に、期限までに返答がなかった場合には、労働契約が終了する旨を記載したことが、不当労働行為に当たるとして、救済申立てのあった事案である。

- (2) 主文の要旨 本件申立てを棄却する。
- (3) 判断の要旨
  - ア 組合員ごとに異なる労働条件を提示したことについて会社が、組合員らに7月11日付で、契約の更新に関する文書を通知した際に、組合員ごとに異なる労働条件を提示したことは、組合の分断を図る意図に基づくものではなかった。また、組合員の契約条件をめぐる問題について、組合との団体交渉を回避し、できる限り個人契約を中心として行うことで支部内の組合員間の団結を侵害し、支部の分裂を図ろうとした行為にも当たらない。したがって、組合の運営に対する支配介入には当たらない。
  - イ 面談に他の組合員の立会いを認めなかったことについて会社が、29年5月19日のX1委員長及びX2と行った面談において、組合は、事前通告をすることなく、本件面談の当日に他の組合員を同行したため、Y館長はほかの組合員の立ち合いを拒否した。また、会社は、本件面談において、確定的な取決めをしようとしていたわけではなく、団体交渉とは別に組合員と個別交渉をする意図はなかった。したがって、面談に他の組合員の立会いを認めなかったことは、組合の運営に

対する支配介入には当たらない。

ウビラの配布に対するY館長の対応について

Y館長の対応は、敷地内にいる組合員に対しては敷地の外でビラ配布するようにという敷地管理者の正当な注意であるし、敷地外にいる組合員に対しては敷地内ではビラを配布できないことを念押しするものである。したがって、組合の運営に対する支配介入には当たらない。

エ 組合員に送付した文書に記載した文言について

会社が、7月11日付で組合員11名に送付した文書には、期限までに返答がなかった場合には労働契約が終了する旨が記載されていた。これは、組合員・非組合員を問わず、講師に対して単に期限までの回答を促すためのものにすぎず、組合員を狙い撃ちしたものとも、組合を分断するものともいえない。したがって、組合の運営に対する支配介入に当たらない。

### 19 J事件(27不71、2.9.17終結、一部救済)

(1) 事件の概要

本件は、①会社が、Xとの間の雇用契約を正社員に変更しなかったこと、②26年10月22日、同月25日、同月29日及び11月1日にXに対して業務改善指示書等を交付したこと、③27年9月1日の雇用契約期間満了に当たり、Xとの雇用契約を更新しなかったこと、④26年10月30日及び12月2日の団体交渉における会社の対応が、不当労働行為に当たるとして、救済申立てのあった事案である。

- (2) 主文の要旨
  - ア 文書交付
  - イ アの履行報告
  - ウ その余の申立ての棄却
- (3) 判断の要旨
  - ア 雇用契約を正社員へ変更しなかったことについて 会社が X を正社員に契約変更できないと主張する主たる理

由である、同人にクラス担当を任せられないという会社の判断は、組合が同人の加入を通知する前からのものであり、会社がその後も同人にクラスを担当させるとの判断に至らなかったことについても、同人が組合員であることが理由であるとみることは困難である。したがって、会社がXとの間の雇用契約を正社員契約に変更しなかったことは、組合員であるが故の不利益取扱い及び組合運営に対する支配介入には当たらない。

### イ 業務改善指示書等の交付について

会社が、Xに対し、十分な手続も踏まず、不自然な方法により、前例のない業務改善指示書等を交付したことは、同人の組合加入を理由とする不利益取扱い及び組合との団体交渉を優位に進めようとする支配介入に該当する。

### ウ 雇用契約を更新しなかったことについて

会社がXとの雇用契約を更新しなかったことは、組合加入前に同人にクラスを任せられないと判断した会社の認識が、その後の同人の言動からも覆るに至らなかったためであると認められ、少なくとも、同人が組合員であること又は同人の組合活動を理由としたものであるとまではいえない。したがって、不当労働行為に当たるとはいえない。

# エ 2回の団体交渉における会社の対応について

26年10月30日及び12月2日の団体交渉における会社の対応について、Xの正社員への契約変更については、一定程度の説明を行っているといえるが、Xにクラスを担当させない理由や、業務改善指示書等については、説明を尽くす努力を怠っていたものといわざるを得ない。

さらに、会社は、第1回団体交渉では組合の求めにもかかわらず、組合がそれまでに発した文書や団体交渉議題に関する資料等の文書を机の上に置かず、また、組合の制止も聞かず、会社従業員の行動指針等を読み上げ続け、第2回団体交渉では組合側を茶化すような発言を繰り返すなどしている。

したがって、このような会社の交渉態度は、不誠実な団体 交渉に当たるといえる。

### 20 B事件(30不11、2.10.27終結、却下)

(1) 事件の概要

本件は、組合らが30年1月18日付け及び同月26日付けで申し入れた団体交渉に会社が応じなかったことが、不当労働行為に当たるとして、救済申立てのあった事案である。

- (2) 主文の要旨 本件申立てを却下する。
- (3) 判断の要旨

30年9月、会社と組合とは当委員会の調査期日で和解協定書を締結したが、その後、組合は、当委員会に解決金支払の履行状況の報告や取下書の提出等をせず、31年3月以降、当委員会への連絡を絶っており、本件についても長期間にわたり何ら対応しておらず、もはや本件申立てを維持する意思を放棄したものと認めざるを得ない。したがって、労働委員会規則第33条第1項第7号の「申立人が申立てを維持する意思を放棄したものと認められるとき。」に該当するため、本件申立てを却下する。

# 21 P事件(2不16、2.10.28終結、全部救済)

(1) 事件の概要

本件は、組合が2年1月19日付けで申し入れた団体交渉に会社が応じなかったことが、不当労働行為に当たるとして、救済申立てのあった事案である。

- (2) 主文の要旨
  - ア 会社は、組合らが2年1月19日付けで申し入れた団体交渉 に速やかに応じなければならない。
  - イ 文書交付・掲示
  - ウ ア及びイの履行報告
- (3) 判断の要旨

組合らが交渉事項として申し入れたXの解雇は、組合員の労働条件に関わる事項であるから義務的団体交渉事項に当たり、同人の使用者である会社はこれに応ずべき立場にある。しかし、会社は、何ら回答をせず、回答しない理由も示さず、団体交渉に応じていないのであるから、正当な理由のない団体交渉の拒否に当たる。

#### 22 P事件(1不77、2.11.1終結、全部救済)

(1) 事件の概要

本件は、会社が、30年12月3日の団体交渉後、組合との団体 交渉に応じていないことが不当労働行為に当たるとして、救済 申立てのあった事案である。

- (2) 主文の要旨
  - ア 会社は、組合が30年12月22日付けで申し入れた団体交渉に 誠実に応じなければならない。
  - イ 文書交付
  - ウ ア及びイの履行報告
- (3) 判断の要旨

組合が交渉事項として申し入れたXに対する未払賃金の問題は、会社と元従業員との間の未清算の労働契約関係に係るものであるから、義務的団体交渉事項に当たり、会社は、使用者として組合の申し入れた団体交渉に応ずべき立場にある。

しかし、会社は、12月3日の団体交渉後、同月10日開催予定の団体交渉を取りやめて以降、組合に対し、何ら応答せず、団体交渉に応じていない。したがって、正当な理由のない団体交渉の拒否に当たる。

## 23 A事件(30不87、2.11.26終結、一部救済)

(1) 事件の概要

本件は、①法人がXを定年後再雇用しなかったこと、②団体 交渉の開始に当たり、組合の参加者や発言者の数を制限するよ

- う求めたこと及び組合の参加者を写真撮影しようとしたこと、
- ③組合による団体交渉の申入れに対する対応が不当労働行為に当たるとして、救済申立てのあった事案である。

#### (2) 主文の要旨

ア 会社は、組合が30年12月22日付けで申し入れた団体交渉に 誠実に応じなければならない。

- イ 文書交付
- ウ ア及びイの履行報告
- (3) 判断の要旨

ア Xを定年後再雇用しなかったことについて

法人は、Xを再雇用しなかった理由として、定年退職者の再雇用はその後任が新規採用できなかった場合に限り本人に打診することとしており、後任を採用することができたため、Xを再雇用しなかったと主張している。しかしながら、法人では、従前から、定年退職者が再雇用を希望した場合には、それを尊重する運用をしていた。法人は、労使間の緊張が高まる中で、執行委員長として分会活動を主導してきたXを職場から排除し、組合の勢力を減殺するために、Xを再雇用しなかったとみるべきである。したがって、法人がXを再雇用しなかったことは、不利益取扱い及び支配介入に当たる。

イ 団体交渉における法人の態度について

一般に、法人が団体交渉の参加人数や発言者数について組合に希望を述べることや、組合に写真撮影してもよいかと尋ねたことは、それ自体が直ちに不当労働行為に当たるわけではない。また、団体交渉開始後は、法人は組合側の参加者や発言者の数を制限するよう求めたり、写真撮影を強行したこともなく、団体交渉の進行が実質的に妨げられた事情もない。したがって、団体交渉における法人の行為は、支配介入には当たらない。

ウ 団体交渉の申入れに対する法人の対応について 組合は、30年7月23日付の要求書で、認知症対応型通所介 護事業の一般の通所介護事業への一体化(以下「本件一体化」という。)について、人員の募集の現状と今後の計画を明らかにすること等を要求し、要求に対する回答及び団体交渉の開催を求めた。しかしながら、法人が団体交渉に応じたのは、申入れから2か月以上経過した本件一体化の実施直前であった。法人の対応は、本件一体化の直前まで交渉の機会を引き延ばし、事実上、組合の要求をくむことなく実施に踏み切ろうとしていたものとみざるを得ないため、団体交渉の拒否に当たる。

## 第3節 再審査事件の概況

### 1 再審査事件の係属状況

当委員会の発した命令に係る令和2年中の再審査事件係属件数は、 前年からの繰越25件と新規申立て14件を合わせた39件で、そのうち、令 和2年12月末までに、8件が終結した(第9表)。

### 2 再審査事件の終結状況

終結した8件は、棄却が2件、全部変更が1件、一部変更が1件、和解認定が3件、取下が1件であった(第9表)。

# 第9表 再審査事件一覧

# (1) 前年からの繰越事件(25件)

	111 1 1 2 2 2 1 1 (	都労	<b>分</b> 委	中労委	
順 次	事 件 名	事件番号 申立年月日 終結年月日	該当号別 終結区分	事件番号 申立年月日 終結年月日	申立人別 該当号別 終結区分
1	T事件	3不52 H3.11.6 H8.8.20	1·2·3 全部救済	8不再29 H8.9.2 係属中	使 1·2·3
2	E事件 (19年度一時金等)	20不59 H20.7.10 H22.8.26	1·3 棄却	22不再46 H22.9.3 係属中	労 1·3
3	E事件 (21年度一時金等)	23不14 H23.2.4 H27.2.16	1·2·3 棄却	27不再10 H27.2.25 係属中	労 1•2•3
4	E事件(再雇用)	23不31 H23.3.30 H28.3.28	1 <b>棄</b> 却	28不再15 H28.4.5 係属中	労 1
5	K事件	27不80 H28.8.24 H30.3.22	1·2·3 一部救済	30不再20 H30.4.2 R2.7.28	使 1·2·3 一部変更
6	K事件	28不17 H28.2.19	1.2.3	30不再34 H30.7.25 係属中	使 1·3
7	(km国際労組)	H30.7.23	一部救済	30不再38 H30.8.6 係属中	労 1
8	B事件	27不93 H27.10.13	1.2.3	30不再45 H30.9.20 係属中	使 1•2
9	D事件	H30.9.10	一部救済	30不再46 H30.9.25 係属中	労 1•2•3

		都労	<b>分</b> 委	中労委		
順次	事 件 名	事件番号 申立年月日 終結年月日	該当号別 終結区分	事件番号 申立年月日 終結年月日	申立人別 該当号別 終結区分	
10	N事件	27不38 H27.4.15 H30.11.19	1·3 全部救済	30不再58 H30.12.4 R2.11.30	使 1·3 全部変更	
11	K事件	29不45 H29.6.19 H30.12.10	1·3 全部救済	30不再59 H30.12.13 R2.1.23	使 1·3 棄却	
12	T事件	28不71 H28.10.14 H31.3.4	1·3 棄却	31不再9 H31.3.8 R2.1.29	労 1·3 和解認定	
13	K事件	29不72 H29.10.11 R1.5.15	3·4 棄却	元不再21 R1.5.28 R2.7.30	労 3·4 棄却	
14	A事件	30不24 H30.3.30 R1.6.10	2·3 全部救済	元不再25 R1.6.17 係属中	使 2•3	
15	Y事件(団体交渉)	29不32 H29.4.24 R1.7.10	2 棄却	元不再31 R1.7.22 係属中	労 2	
16	T事件	29不82 H29.11.6 R1.7.23	1·3 全部救済	元不再32 R1.7.25 係属中	使 1·3	
17	S事件(団体交渉)	29不10 29不12 H29.1.24 H29.1.27 R1.7.23	2•3 一部救済	元不再33 R1.7.29 R2.7.14	使 3 和解認定	
18	K事件	29不15 H29.2.17 R1.7.31	2 全部救済	元不再34 R1.8.7 係属中	使 2	

		都労	<b>济</b> 委	中労委	
順次	事 件 名	事件番号 申立年月日 終結年月日	該当号別 終結区分	事件番号 申立年月日 終結年月日	申立人別 該当号別 終結区分
1.0		29不3	2•3	元不再37	使
19	M事件	H29.1.13 R1.8.21	全部救済	R1.8.27 係属中	2•3
		29不51	2	元不再44	使
20	J事件	H29.7.14	<b>今</b> 如	R1.9.18	2
		R1.9.4	全部救済	係属中	
		27不94	1.3	元不再50	労
21	S事件	H27.10.13	一部救済	R1.10.7	1.3
		R1.9.25		係属中	<b>油</b>
22	G事件	28不85 H28.12.8	1.3	元不再56 R1.10.30	使 3
	び事件	R1.10.23	一部救済	係属中	3
		28不67	1.3	元不再59	使
23	T事件	H28.9.29		R1.11.15	1•3
		R1.11.13	全部救済	係属中	
		28不95	1.3	元不再63	使
24	G事件	H28.12.19	<del>+17 +14 &gt;+</del>	R1.11.20	1.3
		R1.11.6	一部救済 	係属中	
		29不42	3	元不再67	使
25	Y事件	H29.6.1	<b>                                      </b>	R1.12.2	3
		R1.11.20	全部救済	R2.8.4	取下

# (2) 令和2年の申立事件(14件)

		都急	<b>岁委</b>	中労委		
順次	事 件 名	事件番号 申立年月日 終結年月日	該当号別 終結区分	事件番号 申立年月日 終結年月日	申立人別 該当号別 終結区分	
1	7亩州	29不79 H29.10.30	1.3.4	2不再2 R2.2.13 係属中	労 1•3•4	
2	Z事件	R2.2.5	全部救済	2不再5 R2.2.18 係属中	使 1•3•4	
3	A事件	29不71 H29.9.29 R2.2.20	1·2·3 一部救済	2不再8 R2.3.2 係属中	労 1	
4	W事件	30不93 H30.12.17 R2.3.4	2·3 全部救済	2不再9 R2.3.6 係属中	使 2·3	
5	D事件	29不2 H29.1.5 R2.3.11	1·3·4 棄却	2不再12 R2.3.18 係属中	労 1•3•4	
6	J事件	28不86 H28.12.12 R2.3.26	2 棄却	2不再15 R2.4.3 係属中	労 2	
7	N事件	29不35 H29.5.8	1.2	2不再19 R2.4.20 係属中	労 1	
8	1/ 事 一	R2.4.8	一部救済	2不再20 R2.4.21 係属中	使 2	
9	I事件	30不4 H30.1.16 R2.4.8	2 全部救済	2不再21 R2.4.21 R2.8.7	使 2 和解認定	

		都分	<b>芳委</b>	中労委		
順次	事 件 名	事件番号 申立年月日 終結年月日	該当号別 終結区分	事件番号 申立年月日 終結年月日	申立人別 該当号別 終結区分	
		30不4	2	2不再26	使	
10	P事件	H30.9.27	<u> </u>	R2.7.1	2	
		R2.6.17	全部救済	係属中		
		30不76	2•3	2不再33	労	
11	G事件	H30.10.12	<b>-</b> kn <del></del>	R2.9.2	2•3	
		R2.8.19	却下	係属中		
				2不再36	使	
12		27不71		R2.9.30	1.2.3	
	J事件	H27.7.31	1.2.3	係属中		
	J <del>#</del> IT	R2.9.17	一部救済	2不再37	労	
13				R2.9.30	1.3	
				係属中		
		30不87	1.2.3	2不再55	使	
14	A事件	H30.11.14		R2.12.3	1·2·3	
		R2.11.25	一部救済	係属中		

#### 第4節 行政訴訟事件の概況

#### 1 行政訴訟事件の係属状況

当委員会の発した命令に係る令和2年中の行政訴訟事件係属状況は、 第10表、第11表のとおりである。

第10表 行政訴訟事件の係属状況

裁判所	係属件数(うち新規)	終結件数
東京地方裁判所	3(3)	0
東京高等裁判所	0	0
最高裁判所	0	0

#### 2 緊急命令申立事件

令和2年中に、労働組合法第27条の20の規定に基づいて新たに緊急 命令申立てを行った事件は1件であった。

当委員会は、S事件(2(行ウ)44号、2年2月6日提起、使用者)について、2年7月20日付けで東京地方裁判所に緊急命令申立て(2(行ク)150号)を行った。

# 3 確定命令不履行通知

当委員会の発した救済命令のうち、令和2年中に確定した命令は8件であり、労働組合法第27条の13に基づいて新たに確定命令不履行の通知を行った事件はなかった。

# 第11表 行政訴訟事件一覧

# (1) 東京地方裁判所係属事件 (3件)

順	事件名 都労委事件番号	地裁事件番号	提起年月日	結 果	訴訟代理人
次	終結年月日 終結区分	提起人	終結年月日		指定代理人
1	S事件 30不12	2<行ウ>44 使	R2.2.6 係属中		巻淵
1	1 R2.1.8 一部救済	2<行ク>150 緊急命令申立 都労委	R2.7.20 係属中	_	水野 楠本 思田
2	A事件 29不71 R2.2.20 一部救済	2<行ウ>104 使	R2.3.19 係属中	l	石 期 第宅 楠本 小野
3	K事件 29不18 R2.4.15 全部救済	2<行ウ>177 使	R2.4.30 係属中	_	近藤 水野 種村 内田

# 第3章 労働組合の資格審査等

## 第1節 労働組合の資格審査の概況

#### 1 取扱概況

#### (1) 取扱件数

令和2年中に取り扱った労働組合の資格審査は356件で、このうち前年からの繰越が193件、新規係属が163件であった(資料<統計表>第39表)。

#### (2) 対前年比較

前年に比べて、取扱件数は20件増加し、新規係属件数は31件増加 した(資料<統計表>第39表)。

#### 2 新規係属状況

## (1) 係属事由

新規係属163件を係属事由別にみると、不当労働行為救済申立てに伴うものが144件、法人登記のためのものが17件、労働者供給事業のためのものが2件であった(資料<統計表>第41表)。

# (2) 全国都道府県労委の新規係属総件数に占める割合

令和2年の全国都道府県労委の新規係属総件数は470件であり、前年より66件増加した。

当委員会に係属した新規件数163件を全国比でみると34.7%となり、前年より2.0ポイント増加した(資料<統計表>第40表)。

#### 3 終結状況

#### (1) 終結件数

令和2年中の取扱件数356件のうち、107件が終結した。終結件数は、 前年より36件減少した(資料<統計表>第39表)。

#### (2) 終結区分

終結した107件を終結区分別にみると、資格あり45件、打切60件、取下1件、資格なし1件となっている(資料<統計表>第39表)。

#### (3) 係属事由別終結状況

終結状況を係属事由別にみると、①不当労働行為救済申立てに係るものは88件で、うち資格ありが27件、本案の和解成立ないし和解以外の取下に伴う打切が60件、資格なしが1件、②法人登記に係るものが17件で、資格ありが16件、取下が1件、③労働者供給事業に係るものでは資格ありが2件となっている(資料<統計表>第42表)。

## 第2節 労働関係調整法第37条違反被疑事件

令和2年中に取り扱った事件はなかった。

# 第3節 認定告示

令和2年中に、地方公営企業労働関係法第5条第2項の規定に基づいて、労働組合法第2条第1号に規定するいわゆる非組合員の範囲の認定手続の開始を決定した事件は1件であり、申請どおり認定し、これを告示した(第12表)。

# 第12表 認定告示一覧

事件番号	申出者	申出年月日 申出事由	認定手続 開始日	認定手続終了日	認定内容	告示年月日 告示番号
Ω <b>≑</b> Σ1	東京都	R2.4.1	R2.5.26	R2.7.7	申請	R2.10.13 2告示第3号
2認1	下水道局	組織改正	(1752回)	(1754回)	どおり	東京都公報 第17195号

※「認定手続開始日」及び「認定手続終了日」欄の()内は、公益委員 会議の回数である。

# 第4章 組織・運営

## 第1節 組織

#### 1 委員会

#### (1) 委員

当委員会は、公・労・使各側13名の委員で構成されており、会長1名と会長代理2名を置いている(令和2年12月31日現在。巻末委員名簿参照)。

#### (2) あっせん員候補者

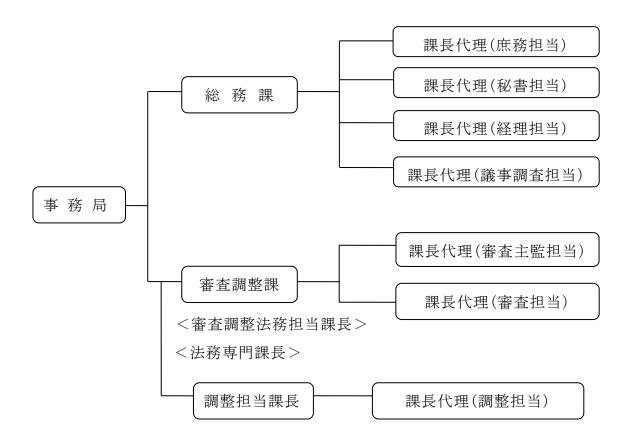
当委員会は、労働争議の解決に援助を与えるため、あっせん員 候補者を次の基準によって委嘱している。すなわち、①現に委員 の職にある者及び退任後1年以内の者、②事務局職員のうち管理 職員全員及び審査調整課課長代理(調整担当)の職にある者並び に事務局職員としてあっせん員候補者に委嘱されたことのある再 任用の職員、③現に東京都産業労働局雇用就業部長、同部労働環 境課長、同部連絡調整担当課長、労働相談情報センター所長及び 各労働相談情報センター事務所長の職にある者である(巻末あっ せん員候補者名簿)。

## (3) 特別調整委員

当委員会は、特別調整委員は置いていない。

## 2 事務局

当委員会では、その事務を整理するため、事務局が設置されている。 その組織は、当委員会の創設以来、いくたびか改変されてきたが、現在 の組織は平成28年4月1日付けで改正されたもので、以下のとおりである。 なお、令和2年12月31日現在の職員定数は38名である。



第2節 運営

## 1 内部会議

## (1) 総会

委員全員からなる会議で、原則として毎月第1・3火曜日に、 定例的に開催している。令和2年は18回開催し、これにより昭和 21年3月7日の第1回総会から数えて、年内に1,855回を迎えた。

## (2) 公益委員会議

労働組合法第24条の2第2項及び第3項の規定によって、公益委員だけで行う会議であり、当委員会では委員の申合せにより、原則として定例総会の日に、総会に先立って開催することとしている。令和2年には19回開催し、昭和24年7月16日の第1回公益委員会議から数えて、年内に1,763回を迎えた。

#### 2 連絡協議会及び連絡会議

令和2年に開催された連絡協議会及び連絡会議の概要は以下のと おりである。

#### (1) 全国労働委員会関係

ア 第75回全国労働委員会連絡協議会総会

(11月19日~20日·中労委)

議題1 同一の労働者からの複数回にわたり申請される個別 労働紛争あっせんへの対応について

議題2 労働委員会における I T化に向けた取組等について

議題3 不当労働行為事件の偏在に伴う課題への対応策について

講演 労働紛争の解決と労働委員会の役割 講師:前中央労働委員会会長 山川隆一氏

#### イ 全国労働委員会公益委員連絡会議(11月19日・中労委)

講演1 民事訴訟手続のIT化

講師:最高裁判所事務総局行政局第二課長 南宏幸氏

講演2 新型コロナ危機と労働法・労働問題・雇用社会

講師:京都府労働委員会公益委員 土田道夫氏

# ウ 全国労働委員会事務局調整主管課長会議(11月26日・中労委)

議題1 調整業務の運営について

議題2 都道府県労働委員会からの業務報告

講 演 同一労働同一賃金について

講師:中央労働委員会会長代理 森戸英幸氏

# 工 全国労働委員会事務局審査主管課長会議(11月26日・中労委)

議題1 新型コロナウィルス感染防止に配慮した審査の実施 について

議題2 今後の労働委員会の在り方検討について

#### (2) 14都道府県労働委員会関係

ア 14都道府県労働委員会公益委員会議

(文書による議決・千葉県)

- 議題1 被申立人の法人格に係る確認の有無について
- 議題2 不当労働行為救済申立に伴う資格審査において、組合の資格に疑義がある場合の対応について
- 議題3 総会及び公益委員会議をWEB会議形式で開催した 場合の定足数及び議決権について

#### イ 14都道府県労働委員会使用者委員会議

(文書による議決・宮城県)

議題 和解協議における成功事例、困難事例

#### ウ 14都道府県労働委員会事務局長連絡会議

(文書による議決・東京都)

- 議題1 申立人適格を争点の一つとする審査事件における資格審査の適合決定時期について
- 議題2 新型コロナウイルス感染症拡大防止の取組状況下など非常時における調査・審問や総会等への対応について

#### (3) 関東ブロック労働委員会関係

ア 第144関東ブロック労働委員会三者連絡協議会

(文書による議決・新潟県)

議題 法令違反行為の告発と正当な組合活動について

# イ 第145回関東ブロック労働委員会三者連絡協議会

(10月19日・文書による議決・神奈川県)

- 議題1 調整事件として申請可能な事件を不当労働行為(2 号事件)として申立てされた場合の対応について
- 議題2 新型コロナウイルス感染症拡大防止の取組状況下な

ど非常時における調査・審問や総会等への対応について

議題3 関東ブロック労働委員会三者連絡協議会の活性化に 係る協議事項の提案について(その1・その2)

# ウ 第83回関東ブロック労働委員会公益委員連絡会議 (文書による議決・新潟県)

議題 団交拒否事件の結審後に事情変更が生じた場合の対応 について

# エ 関東ブロック労働委員会事務局長連絡会議 (文書による議決・神奈川県)

- 議題1 令和3年度関東ブロック労働委員会諸会議開催計画について
- 議題2 関東ブロック労働委員会事務局長連絡幹事の選任に ついて

# 第2部資料

# <統計表>

# 1 労働争議の調整

第1表 調整事件取扱件数

(単位:件、%)

					-12.11 \ 707
年 区分	平成23	24	25	26	27
取 扱 件 数	182	171	(1) 131	120	97
前年繰越	35	47	25	34	10
新規開始	147	124	(1) 106	86	87
終結件数	135 [100.0]	146 [100.0]	(1) 97 [100.0]	110 [100.0]	81 [100.0]
解決	63 [46.7]	81 [55.5]	43 [44.3]	50 [45.5]	43 [53.1]
取下	10 [7.4]	10 [6.8]	22 [22.7]	21 [19.1]	10 [12.3]
打切	62 [45.9]	55 [37.7]	(1) 32 $[32.0]$	39 [35.5]	28 [34.6]
不調	-	-	-	-	-
裁定	I	-	-	-	-
解決率	50.4	59.6	57.3	56.2	60.6
終結率	74.2	85.4	74.0	91.7	83.5
次年繰越	47	25	34	10	16

第2表 都道府県労委対比新規件数

区分	平成28	29	30	令和元	2
東京都	87	73	60	48	56
全 国	308	279	240	203	227
比率	28.2	26.2	25.0	23.6	24.7

注1)()内数字は、調停件数で内数。 2)解決率=解決件数/取下・移管を除く終結件数×100

### (第1表つづき)

(単位:件、%)

				\ 1	<u> 1 上・    1 / 0 / </u>
年区分	平成28	29	30	令和元	2
取 扱 件 数	103	89	83	69	72
前年繰越	16	16	23	21	16
新規開始	87	73	60	48	56
終結件数	87 [100.0]	66 [100.0]	62 [100.0]	53 [100.0]	61 [100.0]
解決	39 [44.8]	25 [37.9]	26 [41.9]	19 [35.8]	19 [31.1]
取下	14 [16.1]	12 [18.2]	8 [12.9]	7 [13.2]	6 [9.8]
打切	33 [37.9]	29 [43.9]	28 [45.2]	27 [50.9]	36 [59.0]
不調	-	_	_	-	-
裁定	_	-	-	-	_
解決率	54.2	46.3	48.1	41.3	34.5
終結率	84.5	74.2	74.7	76.8	84.7
次年繰越	16	23	21	16	11

注3)終結率=終結件数/取扱件数×100 4)28年の終結件数には、中央労働委員会に移管したもの1件が含まれてい

第3表 1件当たり対象労働組合員数

(単位:件、人)

					1 1 7 7 7
医分 年	平成28	29	30	令和元	2
新規件数	87	73	60	48	56
労働組合員数	56,777	57,997	48,545	38,522	40,366
1 件 当 たり 労 働 組 合 員 数	668	806	837	856	748

注)1件当たり労働組合員数は労働組合員数不明事件を除いたものの平均。

第4表 調整開始事由別件数

				` '	-1 <u>-1</u> -11 \ /0/
年 区分	平成28	29	30	令和元	2
総数	87 [100.0]	73 [100.0]	60 [100.0]	48 [100.0]	56 [100.0]
組合	79 [90.8]	61 [83.6]	53 [88.3]	41 [85.4]	45 [80.4]
使用者	8 [9.2]	8 [11.0]	7 [11.7]	5 [10.4]	11 [19.6]
双 方	_	4 [5.5]	-	2 [4.2]	-
職 権	_	-	_	-	_

第5表 加盟上部団体有無別件数

					<u> </u>
医分 年	平成28	29	30	令和元	2
総数	87	73	60	48	56
	[100.0]	[100.0]	[100.0]	[100.0]	[100.0]
有	72	50	46	39	37
	[82.8]	[68.5]	[76.7]	[81.3]	[66.1]
無	15	23	14	9	19
	[17.2]	[31.5]	[23.3]	[18.8]	[33.9]

第6表 加盟上部団体系統別件数

				(単1	立:件、%)
区分 年	平成28	29	30	令和元	2
総数	72 [100.0]	50 [100.0]	46 [100.0]	39 [100.0]	37 [100.0]
連合	22 [30.6]	16 [32.0]	11 [23.9]	18 [46.2]	12 [32.4]
J A M	_	_	_	_	1
JEC連合	_	_	_	_	_
情 報 労 連	1	1	_	2	_
UAゼンセン同盟	_	_	1	1	_
私教組	_	_	_	_	_
連合ユニオン	1	1	_	1	2
全国ユニオン	19	12	8	13	7
その他	1	2	2	1	2
全 労 連	18 [25.0]	21 [42.0]	18 [39.1]	9 [23.1]	9 [24.3]
日本医労連	_	2	2	_	1
建交労	1	_	_	_	_
全 国 一 般	6	6	5	3	4
全 印 総 連	1	_	_	_	_
私教連	1	3	2	3	_
J M I T U	2	1	1	2	1
民 放 労 連	_	_	_	_	1
自 交 総 連	_	_	_	_	_
全労連自治労連	2	6	2	_	1
その他	5	3	6	1	1
上 記 以 外	32 [44.4]	13 [26.0]	17 [37.0]	12 [30.8]	16 [43.2]
全全国一般東京労組	7	1	3	1	1
労り国鉄労組協りその他	_	_	_	_	_
協しその他	10	6	6	9	5
出版労連	_	_	1	_	_
航 空 連	2	2	2	_	1
新聞労連	1	_	_	2	_
その他	12	4	5	_	9

第7表 組合・企業の所在地別件数

<b>—</b>	年	平成28	29	30	令和元	2
区分		十月人20	49	30	11 ሊከ ነቦ	۷
	総数	87 [100.0]	73 [100.0]	60 [100.0]	48 [100.0]	56 [100.0]
組	23 区 都内	78 [89.7]	71 [97.3]	53 [88.3]	44 [91.7]	49 [87.5]
合口	市・町・村	7 [8.0]	2 [2.7]	4 [6.7]	4 [8.3]	5 [8.9]
	都外	2 [2.3]	-	3 [5.0]	-	2 [3.6]
	総数	87 [100.0]	73 [100.0]	60 [100.0]	48 [100.0]	56 [100.0]
企	23 区 都内	67 [77.0]	53 [72.6]	51 [85.0]	34 [70.8]	43 [76.8]
業	市・町・村	9 [10.3]	6 [8.2]	6 [10.0]	5 [10.4]	8 [14.3]
	都外	11 [12.6]	14 [19.2]	3 [5.0]	9 [18.8]	5 [8.9]

第8表 別組合有無別件数

					<u> </u>
医分 年	平成28	29	30	令和元	2
総数	87	73	60	48	56
	[100.0]	[100.0]	[100.0]	[100.0]	[100.0]
有	13	8	8	7	5
	[14.9]	[11.0]	[13.3]	[14.6]	[8.9]
無	74	65	52	41	51
	[85.1]	[89.0]	[86.7]	[85.4]	[91.1]

第9表 従業員規模別件数

規模	平成28	29	30	令和元	2
総数	87	73	60	48	56
	[100.0]	[100.0]	[100.0]	[100.0]	[100.0]
49 人 以 下	36	29	18	11	18
	[41.4]	[39.7]	[30.0]	[22.9]	[32.1]
$50 \sim 99$	7 [8.0]	$\begin{bmatrix} 4 \\ [5.5] \end{bmatrix}$	7 [11.7]	10 [20.8]	8 [14.3]
$100 \sim 199$	8	7	4	6	3
	[9.2]	[9.6]	[6.7]	[12.5]	[5.4]
$200 \sim 299$	9 [10.3]	$\begin{bmatrix} 3 \\ [4.1] \end{bmatrix}$	1 [1.7]	1 [2.1]	3 [5.4]
$300 \sim 499$	3	6	6	1	2
	[3.4]	[8.2]	[10.0]	[2.1]	[3.6]
$500 \sim 999$	9	5	3	3	7
	[10.3]	[6.8]	[5.0]	[6.3]	[12.5]
1,000 人 以 上	13	11	16	6	9
	[14.9]	[15.1]	[26.7]	[12.5]	[16.1]
不 詳	2	8	5	10	6
	[2.3]	[11.0]	[8.3]	[20.8]	[10.7]

# 第10表 組合員規模別件数

				\ 1	<u> </u>
規模	平成28	29	30	令和元	2
総数	87	73	60	48	56
	[100.0]	[100.0]	[100.0]	[100.0]	[100.0]
49 人 以 下	11	12	11	7	8
	[12.6]	[16.4]	[18.3]	[14.6]	[14.3]
50 ~ 99	12	6	8	8	9
	[13.8]	[8.2]	[13.3]	[16.7]	[16.1]
100 ~ 199	16	13	9	3	12
	[18.4]	[17.8]	[15.0]	[6.3]	[21.4]
200 ~ 299	6	4	3	2	2
	[6.9]	[5.5]	[5.0]	[4.2]	[3.6]
$300 \sim 499$	12	10	11	4	9
	[13.8]	[13.7]	[18.3]	[8.3]	[16.1]
$500 \sim 999$	11	9	6	9	6
	[12.6]	[12.3]	[10.0]	[18.8]	[10.7]
1,000 人 以 上	17	18	10	12	8
	[19.5]	[24.7]	[16.7]	[25.0]	[14.3]
不 詳	2	1	2	3	2
	[2.3]	[1.4]	[3.3]	[6.3]	[3.6]

第11表 産業別件数

	弗Ⅱ衣	<b>医</b> 兼別作	十级	<u>í</u> )	単位:件)
年			件数	·	
産業	平成28	29	30	令和元	2
—————————————————————————————————————	87	73	60	48	56
A・B・C 農・林・漁・鉱	-	-	-	-	
D 建 設 業	3	2	3	2	1
E 製 造 業	10	3	3	5	4
F 電 気 ・ ガ ス ・ 熱 供 給 ・ 水 道 業	-	_	_	1	_
G 情報通信業	5	5	5	5	2
H運輸·郵便業	6	10	9	5	10
I 卸売・小売業	12	6	8	8	4
J・K 金融・保険・ 不動産・物品賃貸業	4	-	1	1	3
L 学術研究・専門 サービス業	4	2	3	1	4
M 宿泊業・飲食 サービス業	4	8	2	7	8
N 生活関連サービス 業・娯楽業		2	1	1	1
O 教育·学習支援業	14	8	10	8	3
P 医療·福祉	9	14	9	2	8
Q 複合サービス事業	1	1	_	_	1
R サービス業	10	11	6	2	7
S 公 務	_	1	_	_	_
T 分 類 不 能	_	_	_	_	_

# (第11表つづき)

(<u>単位:%)</u>

年			構成比		<u> </u>
産業	平成28	29	30	令和元	2
総数	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
A·B·C 農·林·漁·鉱	-	-	-	-	-
D 建 設 業	3.4	2.7	5.0	4.2	1.8
E 製 造 業	11.5	4.1	5.0	10.4	7.1
F 電 気 ・ガ ス ・ 熱 供 給 ・水 道 業	-	-	-	2.1	_
G 情報通信業	5.7	6.8	8.3	10.4	3.6
H運輸·郵便業	6.9	13.7	15.0	10.4	17.9
I 卸 売・小 売 業	13.8	8.2	13.3	16.7	7.1
J・K 金融・保険・ 不動産・物品賃貸業	4.6	_	1.7	2.1	5.4
L 学術研究・専門 サービス業	4.6	2.7	5.0	2.1	7.1
M 宿泊業・飲食 サービス業	4.6	11.0	3.3	14.6	14.3
N 生活関連サービス 業・娯楽業	5.7	2.7	1.7	2.1	1.8
O 教育·学習支援業	16.1	11.0	16.7	16.7	5.4
P 医療·福祉	10.3	19.2	15.0	4.2	14.3
Q 複合サービス事業	1.1	1.4	-	-	1.8
R サービス業	11.5	15.1	10.0	4.2	12.5
S 公 務	_	1.4	_	-	-
T 分類 不能	_	_	_	_	_

第12-1表 製造業内訳

年 内訳	平成28	29	30	令和元	2
製造業総数	10	3	3	5	4
E09·10 食料品·飲料	-	_	1	-	1
E11 繊維	-	1	-	-	_
E12·13 木材·木製品·家具	-	_	_	_	_
E14 パルプ・紙・紙加工品	-	_	_	_	_
E15 印刷	2	_	1	1	1
E16·17 化学工業·石油·石炭	1	_	_	1	_
E18 プラスチック製品	-	-	-	-	_
E19・20 ゴム製品・皮革	-	_	_	1	_
E21 窯業·土石製品	1	_	_	_	_
E22·23·24 鉄鋼·非鉄金属·金属製品	4	1	-	1	_
E25・26 はん用・生産用機械器具	-	1	_	_	_
E27 業務用機械器具	1	_	_	_	_
E28 電子部品・デバイス・電子回路	-	_	1	_	_
E29 電気機械器具	-	_	_	1	1
E30 情報通信機械器具	-	_	_	_	_
E31 輸送用機械器具	-	_	_	_	1
E32 その他	1	_	_	_	_

**第12-2表** サービス業内訳

				(	<u> 単位:件)</u>
年 内訳	平成28	29	30	令和元	2
サ ー ビ ス 業 総 数 <sup>注</sup>	23	23	12	11	20
L71 学術·開発研究機関	2	1	1	_	_
L72 専門サービス業(他に 分類されないもの)	-	1	2	_	4
L73 広告業	1	_	_	1	_
L74 技術サービス業(他に 分類されないもの)	1	-	_	_	_
M75 宿泊業	_	1	-	-	_
M76 飲食店	4	7	2	6	7
M77 持ち帰り・配達飲食 サービス業	-	-	-	1	1
N78 洗濯·理容·美容·浴場業	1	1	_	_	_
N79 その他の生活 関連サービス業	1	_	1	1	1
N80 娯楽業	3	1	-	-	_
R88 廃棄物処理業	1	_	_	1	_
R89·90 自動車整備業·機 械等修理業	_	_	_	_	_
R91 職業紹介·労働者派遣業	_	4	2	_	3
R92 その他の事業サービス業	7	5	2	-	3
R93 政治·経済·文化団体	_	1	-	_	_
R94 宗教	1	1	-	-	_
R95 その他のサービス業	1	_	2	1	_
R96 外国公務	_	_	_	_	1

注)「学術研究・専門サービス業」、「宿泊業・飲食サービス業」、「生活関連サービス業・娯楽業」及び「サービス業」の合計

第13表 調整事項別內訳

事項 年	平成28	29	30	令和元	2
総数	189	158	126	103	116
1件当たり平均事項数	2.17	2.16	2.10	2.15	2.07
組合承認・組合活動等	4	7	3	5	3
協約締結・全面改定	_	_	2	1	_
協約効力・解釈	3	2	_	_	_
賃 金 等	39	42	29	24	31
賃 金 増 額	2	4	2	3	1
一 時 金	5	6	3	7	4
諸 手 当	5	9	9	_	6
その他賃金に関するもの	19	15	12	12	12
退職一時金・年金	3	5	3	1	2
解雇・休業手当	5	3	_	1	6
給与以外の労働条件	24	21	19	13	9
労 働 時 間	3	4	3	3	3
休 日 · 休 暇	2	3	3	2	2
作業方法の変更	_	_	_	_	_
定年制	1	2	2	_	1
その他の労働条件	18	12	11	8	3
経営又は人事	59	28	34	19	28
事業休廃止•事業縮小	6	1	1	1	1
企業合併・営業譲渡	1	_	_	_	1
人員整理	3	_	1	_	1
配置転換	9	1	5	3	4
解   雇	32	24	24	14	17
その他の経営・人事	8	2	3	1	4
福利厚生	1	_	_	2	1
団 交 促 進	54	53	39	31	33
事 前 協 議 制	_	_	_	1	0
その他	5	5	_	7	11

第14表 団交促進の内訳

				\	<u> </u>
事項	平成28	29	30	令和元	2
—————————————————————————————————————	77	75	61	49	51
組合承認·組合活動等	4	3	2	5	_
協約締結・全面改定	_	_	_	1	_
協約効力・解釈	_	1	_	_	_
重 金 等	24	33	19	15	17
賃 金 増 額	1	4	2	3	1
一 時 金	3	6	3	5	3
諸 手 当	3	6	5	_	3
その他賃金に関するもの	14	11	9	6	7
退職一時金・年金	1	3	_	1	1
解雇・休業手当	2	3	_	_	2
給与以外の労働条件	14	14	17	9	8
労 働 時 間	2	2	3	1	2
休 日 · 休 暇	2	3	3	1	2
作業方法の変更	_	_	_	_	_
定年制	_	1	2	_	1
その他の労働条件	10	8	9	7	3
経営又は人事	30	20	23	11	20
事業休廃止・事業縮小	3	_	1	1	1
企業合併・営業譲渡	_	_	_	_	1
人 員 整 理	2	_	1	_	1
配置転換	5	1	4	2	4
解   雇	16	17	15	7	10
その他の経営・人事	4	2	2	1	3
福利厚生				2	1
団交ルール設定・当事者の態度等	_	_	_	_	_
事 前 協 議 制	_	_	_	1	_
その他	5	4	_	5	5

注)団交促進事項が複数の事件があるため、総数は第13表「団交促進」欄の数値とは一致しない。

第15表 あっせん員構成別件数

医分 年	平成28	29	30	令和元	2
あっせん総数	87	73	60	48	56
	[100.0]	[100.0]	[100.0]	[100.0]	[100.0]
三者委員	18	r18	22	19	19
	[20.7]	[24.7]	[36.7]	[39.6]	[33.9]
公 益 委 員	-	-	-	-	-
事務局職員	69	r55	38	29	37
	[79.3]	[75.3]	[63.3]	[60.4]	[66.1]

第16表 終結区分別平均所要日数

(単位:件、日)

					\ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \	<del>4.11 \ D /</del>
区分	年	平成28	29	30	令和元	2
総	数	87 74.3	66 94.9	62 107.0	53 96.5	61 114.4
解	決	39 87.7	25 106.1	26 107.5	19 142.6	19 138.4
取	下	14 93.4	12 121.8	8 294.0	7 145.1	6 208.2
打	切	33 50.3	29 74.2	28 53.1	27 51.5	36 86.1
不	調	_	_	_	_	-
裁	定	_	_	_	_	-

注1)上段は件数、下段は平均日数。 2)28年の総数欄の平均日数は、中央労働委員会に移管された1件 を除いた86件の平均である。

第17表 解決事件·案提示有無別件数

区分	_	_	年	平成28	29	30	令和元	2
á	総	数		39 [100.0]	25 [100.0]	26 [100.0]	19 [100.0]	19 [100.0]
提	示	あ	Ŋ	_	-	_	_	1 [5.3]
提	示	な	L	39 [100.0]	25 [100.0]	26 [100.0]	19 [100.0]	18 [94.7]

第18表 取下理由別件数

				(中)	<u> </u>
理由	平成28	29	30	令和元	2
総数	14 [100.0]	12 [100.0]	8 [100.0]	7 [100.0]	6 [100.0]
自主交渉で解決、又は その見通しがつく	2 [14.3]	3 [25.0]	2 [25.0]	1 [14.3]	-
自 主 交 渉 で 解 決 し た い	2 [14.3]	1 [8.3]	1 [12.5]	1 [14.3]	1 [16.7]
審査手続又は裁判所で和解	_	_	1 [12.5]	1 [14.3]	-
不当労働行為事件 命 令 交 付	_	_	-	_	-
調停申請、不当労働行 為申立、裁判所提訴	3 [21.4]	2 [16.7]	1 [12.5]	_	2 [33.3]
調整拒否	_	2 [16.7]	1 [12.5]	4 [57.1]	3 [50.0]
当事者主張固持歩みより困難	6 [42.9]	3 [25.0]	_	_	-
その他	1 [7.1]	1 [8.3]	2 [25.0]	_	-

第19表 打切理由別件数

				\ 1	<u> </u>
理由	平成28	29	30	令和元	2
総数	33 [100.0]	29 [100.0]	28 [100.0]	27 [100.0]	36 [100.0]
調整拒否	18 [54.5]	16 [55.2]	14 [50.0]	14 [51.9]	17 [47.2]
当事者主張固持歩みより困難	15 [45.5]	13 [44.8]	14 [50.0]	13 [48.1]	19 [52.8]
案 拒 否	-	-	-	-	-
その他	-	_	_	_	_

第20表 実情調查取扱件数

					(半江・十)
区分 年	平成28	29	30	令和元	2
取扱件数	160	165	155	139	127
前年からの繰越	48	51	50	47	42
開始	112	114	105	92	85
終結件数	109	115	108	97	88
解  決	109	115	107	97	88
打切	-	-	1	-	_
次年繰越	51	50	47	42	39

第21表 実情調查•業種別開始件数

					(単位:件)
区分	平成28	29	30	令和元	2
総数	112	114	105	92	85
運輸・通信業	8	5	4	2	3
電気・ガス・熱供給・水道業	-	-	-	-	-
廃棄物処理業	23	25	21	18	18
医 療 業	81	84	79	72	64
保健衛生業	_	_	_	_	-
その他	_	_	1	_	_

#### 2 不当労働行為の審査

第22表 不当労働行為事件取扱件数

				(+-	位:什、707
区分	平成23	24	25	26	27
取 扱 件 数	447	430	427	447	440
前年繰越	332	327	309	315	323
新規申立	115	103	118	132	117
終 結 件 数	(1) 120 [100.0]	121 [100.0]	112 [100.0]		139 [100.0]
取下•和解	96 [80.0]	90 [74.4]	82 [73.2]	93 [75.0]	114 [82.0]
取下	18 [15.0]	23 [19.0]	15 [13.4]	17 [13.7]	19 [13.7]
無関与和解	8 [6.7]	8 [6.6]	13 [11.6]	12 [9.7]	11 [7.9]
関 与 和 解	70 [58.3]	59 [48.8]	54 [48.2]	64 [51.6]	84 [60.4]
命令・決定	(1) 24 [20.0]	31 [25.6]	30 [26.8]	(1) 31 [25.0]	25 [18.0]
全部救済	(1) 14 [11.7]	7 [5.8]	9 [8.0]	(1) $4$ $[3.2]$	6 [4.3]
一部救済	9 [7.5]	17 [14.0]	16 [14.3]	15 [12.1]	10 [7.2]
棄却	$\begin{bmatrix} 1 \\ 0.8 \end{bmatrix}$	6 [5.0]	4 [3.6]	12 [9.7]	9 [6.5]
却下	_	1 [0.8]	1 [0.9]	_	_
救 済 率	78.0	50.0	56.7	39.1	44.0
終結率	26.8	28.1	26.2	27.7	31.6
次年繰越	327	309	315	323	301

注1)件数欄の()内数字は、一部分離命令で外数。

<sup>2)</sup> 救済率=(全部救済+一部救済×1/2)/命令・決定×100、一部分離命令を含む。

<sup>3)</sup>終結率=終結件数/取扱件数×100

#### (第22表つづき)

				P)	型位:件、%)
医分 年	28	29	30	令和元	2
取 扱 件 数	398	399	406	412	429
前年繰越	301	294	309	317	313
新規申立	97	105	97	95	116
終結件数	(1) 104 [100.0]	(5) 90 [100.0]	89 [100.0]	99 [100.0]	79 [100.0]
取下•和解	85 [81.7]	72 [80.0]	77 [86.5]	75 [75.8]	56 [70.9]
取下	16 [15.4]	5 [5.6]	10 [11.2]	15 [15.2]	10 [12.7]
無関与和解	12 [11.5]	16 [17.8]	10 [11.2]	12 [12.1]	22 [27.8]
関 与 和 解	57 [54.8]	51 [56.7]	57 [64.0]	48 [48.5]	24 [30.4]
命令・決定	(1) 19 [18.3]	(5) 18 [20.0]	12 [13.5]	24 [24.2]	23 [29.1]
全部救済	(1) $3$ [2.9]	(4) 12 [13.3]	3 [3.4]	10 [10.1]	8 [10.1]
一部救済	8 [7.7]	(1) 4 $[4.4]$	7 [7.9]	10 [10.1]	9 [11.4]
棄 却	8 [7.7]	$\begin{bmatrix} 2\\2.2 \end{bmatrix}$	1 [1.1]	$\begin{bmatrix} 4 \\ [4.0] \end{bmatrix}$	4 [5.1]
却下	_	_	1 [1.1]	_	2 [2.5]
救 済 率	44.0	80.4	54.2	62.5	54.3
終結率	26.1	22.6	21.9	24.0	18.4
次 年 繰 越	294	309	317	313	350

第23表 都道府県労委対比新規件数

				<u> </u>	<u> </u>
医分 年	平成28	29	30	令和元	2
東京都	97	105	97	95	116
全 国	303	300	298	245	279
比  率	32.0	35.0	32.6	38.8	41.6

第24表 申立人別件数

				(単	位:件、%)
年区分	平成28	29	30	令和元	2
総 数	97 [100.0]	105 [100.0]	97 [100.0]	95 [100.0]	116 [100.0]
個 人	-	1 [1.0]	5 [5.2]	1 [1.1]	2 [1.7]
組合	81 [83.5]	88 [83.8]		80 [84.2]	89 [76.7]
上部組合	-	1 [1.0]	-	-	_
個人・組合	-	1 [1.0]	1 [1.0]	2 [2.1]	1 [0.9]
組合・上部組合	16 [16.5]	14 [13.3]		12 [12.6]	24 [20.7]
個人・上部組合	-	-	-	-	-
個 人・組 合・ 上 部 組 合	-	-	-	-	_

第25表 企業の所在地別件数

						1 7 9 7
区分	年	平成28	29	30	令和元	2
级	数	97 [100.0]	105 [100.0]	97 [100.0]	95 [100.0]	116 [100.0]
<b></b>	23 区	74 [76.3]	69 [65.7]	64 [66.0]	55 [57.9]	87 [75.0]
都内 市・町・村	$\begin{bmatrix} 4\\4.1 \end{bmatrix}$	8 [7.6]	9 [9.3]	13 [13.7]	6 [5.2]	
都	3 外	19 [19.6]	28 [26.7]	24 [24.7]	27 [28.4]	23 [19.8]

第26表 従業員規模別件数

				(牛)	<u> </u>
規模	平成28	29	30	令和元	2
総数	97	105	97	95	116
	[100.0]	[100.0]	[100.0]	[100.0]	[100.0]
49 人 以 下	29 [29.9]	27 [25.7]	33 [34.0]		26 [22.4]
50 ~ 99	11	18	8	8	11
	[11.3]	[17.1]	[8.2]	[8.4]	[9.5]
100 ~ 199	9	14	6	9	12
	[9.3]	[13.3]	[6.2]	[9.5]	[10.3]
200 ~ 299	5	6	7	7	5
	[5.2]	[5.7]	[7.2]	[7.4]	[4.3]
300 ~ 499	7	9	5	5	6
	[7.2]	[8.6]	[5.2]	[5.3]	[5.2]
500 ~ 999	4	5	4	9	4
	[4.1]	[4.8]	[4.1]	[9.5]	[3.4]
1,000 人以上	14	22	27	19	33
	[14.4]	[21.0]	[27.8]	[20.0]	[28.4]
不詳	18	4	7	15	19
	[18.6]	[3.8]	[7.2]	[15.8]	[16.4]

第27表 別組合有無別件数

医分	平成28	29	30	令和元	2
総数	97	104	92	94	114
	[100.0]	[100.0]	[100.0]	[100.0]	[100.0]
有	17	15	22	18	25
	[17.5]	[14.4]	[23.9]	[19.1]	[21.9]
無	80	89	70	76	89
(不明を含む)	[82.5]	[85.6]	[76.1]	[80.9]	[78.1]

注)個人申立てを含まない。

第28表 加盟上部団体有無別件数

				(牛	<u> </u>
医分 年	平成28	29	30	令和元	2
総数	97	104	92	94	114
	[100.0]	[100.0]	[100.0]	[100.0]	[100.0]
有	71	74	71	69	85
	[73.2]	[71.2]	[77.2]	[73.4]	[74.6]
無	26	30	21	25	29
	[26.8]	[28.8]	[22.8]	[26.6]	[25.4]

注)個人申立てを含まない。

第29表 加盟上部団体系統別件数

第29	<b>)表</b> 加盟上	:部団体系	統別件数		::件、%)
医分 年	平成28	29	30	令和元	2
総数	71 [100.0]	74 [100.0]	71 [100.0]	69 [100.0]	85 [100.0]
連合	51 [71.8]	49 [66.2]	45 [63.4]	44 [63.8]	54 [63.5]
J A M	_	-	_	2	5
J E C 連 合	_	_	_	_	_
UAゼンセン	1	_	1	2	_
政労連	_	_	_	_	_
全水道	_	1	1	_	2
情報 労連	_	1	_	1	1
連合ユニオン	12	8	6	5	9
全国ユニオン	33	35	34	32	36
その他	5	4	3	2	1
全 労 連	12 [16.9]	8 [10.8]	17 [23.9]	15 [21.7]	22 [25.9]
日本医労連	2	2	_	1	2
建 交 労	1	2	1	1	1
全 国 一 般	3	_	9	5	6
全 印 総 連	1	_	_	_	_
私教連	_	_	2	1	1
J M I T U	2	2	1	2	4
自 交 総 連	1	_	_	1	2
全労連自治労連	1	2	1	2	4
その他	1	_	3	2	2
上 記 以 外	8 [11.3]	17 [23.0]	9 [12.7]	10 [14.5]	9 [10.6]
全全国一般東京労組	1	9	3	2	3
労 国 鉄 労 組	_	_	_	_	_
協っその他	4	4	4	7	4
出版労連	2	_	1	1	_
航 空 連	_	1	1	_	_
全 損 保	_	1	_	_	_
外 銀 連	_	_	_	_	_
電算第	_	_	_	_	_
その他	1	2		_	2

第30表 労働組合法第7条該当号別件数

						(単位:件)
	年 年			件 数		
区分		平成28	29	30	令和元	2
申	立 件 数	97	105	97	95	116
大	1 号 関 係	35	39	37	30	45
分	2 号 関 係	73	79	71	75	82
	3 号 関 係	41	64	66	56	62
類	4 号 関 係	_	5	2	1	2
	1 号	6	2	1	_	7
	2 号	41	31	24	35	41
	3 号	8	12	12	11	8
	4 号	_	_	_	_	_
内	1 • 2 号	9	8	5	4	6
, ,	1 ・ 3 号	10	9	12	9	18
	1 ・ 4 号	_	_	_	_	_
	2 • 3 号	13	22	23	19	22
	2 • 4 号	_	_	1	_	_
⊐n	3 • 4 号	_	1	_	_	_
訳	1 · 2 · 3 号	10	16	18	16	12
	1・2・4 号	_	_	_	_	_
	1・3・4 号	_	2	1	_	1
	2・3・4 号	_	_	_	_	_
	1・2・3・4 号	_	2	_	1	1

注1)大分類各号別件数は、内訳の号別件数を各号別に整理集計したもので、申立件数とは一致しない。

(第30表つづき)

(単位:%)

$\overline{}$	年			構成比		(単位:%)
区分		平成28	29	30	令和元	2
申	立件数	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
大	1 号 関 係	36.1	37.1	38.1	31.6	38.8
分	2 号 関 係	75.3	75.2	73.2	78.9	70.7
	3 号 関 係	42.3	61.0	68.0	58.9	53.4
類	4 号 関 係	ı	4.8	2.1	1.1	1.7
	1 号	6.2	1.9	1.0	-	_
	2 号	42.3	29.5	24.7	36.8	35.3
	3 号	8.2	11.4	12.4	11.6	6.9
	4 号	_	_	_	_	_
内	1 ・ 2 号	9.3	7.6	5.2	4.2	5.2
, ,	1 ・ 3 号	10.3	8.6	12.4	9.5	15.5
	1 ・ 4 号	_	-	_	_	_
	2 • 3 号	13.4	21.0	23.7	20.0	19.0
	2 • 4 号	_	_	1.0	_	_
<b>⊐</b> H	3 • 4 号	_	1.0	_	_	_
訳	1・2・3号	10.3	15.2	18.6	16.8	10.3
	1・2・4号	_	_	_	_	_
	1 • 3 • 4 号	_	1.9	1.0	_	_
	2 • 3 • 4 号	_	_	_	_	_
	1・2・3・4 号	_	1.9	_	1.1	0.9

注2)大分類各号別構成比は、申立件数に対するものである。

第31表 産業別件数

年			件数	(+	4位:1十)
産業	平成28	29	30	令和元	2
総数	97	105	97	95	116
A·B·C 農·林·漁·鉱	_	-	_	_	_
D 建 設 業	3	2	3	3	2
E 製 造 業	14	6	9	15	9
F 電 気・ガス・ 熱 供 給・水 道 業	-	1	2	-	7
G情報通信業	11	11	13	4	13
H 運輸・郵便業	13	24	17	13	20
I 卸売・小売業	13	13	9	13	9
J・K 金融・保険・ 不動産・物品賃貸業	3	5	5	6	3
L 学術研究・専門 サービス業	2	7	3	4	3
M 宿泊業・飲食 サービス業	11	1	6	10	5
N 生活関連サービ ス業・娯楽業		6	2	3	2
O 教育·学習支援業	6	7	8	6	11
P医療·福祉	9	13	12	6	16
Q 複合サービス事業	_	_	_	1	2
R サービス業	8	7	4	10	12
S 公 務	_	2	4	1	2
T 分類 不能	_	_	_	_	-

#### (第31表つづき)

(単位:%)

_		年				構成比		- 1/0/
産	<b>~</b> 業		_	平成28	29	30	令和元	2
	総	数		100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
A•	B·C 農	•林·漁	·鉱	_	-	-	_	-
D	建	設	業	3.1	1.9	3.1	3.2	1.7
Е	製	造	業	14.4	5.7	9.3	15.8	7.8
F	電 気熱供給			-	1.0	2.1	_	6.0
G	情 報	通信	業	11.3	10.5	13.4	4.2	11.2
Н	運輸	• 郵 便	業	13.4	22.9	17.5	13.7	17.2
Ι	卸売・	小売	業	13.4	12.4	9.3	13.7	7.8
-	K 金融 下動産・物			3.1	4.8	5.2	6.3	2.6
L	学術研サー	究・専		2.1	6.7	3.1	4.2	2.6
M		業・飲 · ビ ス		11.3	1.0	6.2	10.5	4.3
N	生活関ス業・			4.1	5.7	2.1	3.2	1.7
Ο	教育•学	習支援	業	6.2	6.7	8.2	6.3	9.5
Р	医 療	• 福	祉	9.3	12.4	12.4	6.3	13.8
Q	複合サー	ービス事	業	_	_	_	1.1	1.7
R	サー	ビス	業	8.2	6.7	4.1	10.5	10.3
S	4	公	務	_	1.9	4.1	1.1	1.7
Т	分类	質 不	能	-	-	-	-	-

第32-1表 製造業内訳

年 内訳	平成28	29	30	令和元	<u> </u>
製造業総数	14	6	9	15	9
E09·10 食料品·飲料	1	-	-	5	_
E11 繊維	1	1	-	-	_
E12·13 木材·木製品·家具	_	1	_	-	_
E14 パルプ・紙・紙加工品	_	_	_	1	_
E15 印刷	3	_	2	1	1
E16·17 化学工業·石油·石炭	2	_	1	3	3
E18 プラスチック製品	-	-	-	-	_
E19・20 ゴム製品・皮革	_	_	_	-	1
E21 窯業·土石製品	-	-	-	-	_
E22·23·24 鉄鋼·非鉄金属·金属製品	3	1	_	1	1
E25・26 はん用・生産用機械器具	-	1	-	1	_
E27 業務用機械器具	1	1	1	1	1
E28 電子部品・デバイス・電子回路	1	-	2	1	_
E29 電気機械器具	_	_	1	-	1
E30 情報通信機械器具	1	1	_	-	1
E31 輸送用機械器具	1	_	_	_	_
E32 その他	_	_	2	1	_

第32-2表 サービス業内訳

				(単	位:件)
年 内訳	平成28	29	30	令和元	2
サ ー ビ ス 業 総 数 <sup>注</sup>	25	21	15	27	22
L71 学術·開発研究機関	1	1	_	-	_
L72 専門サービス業 (他に分類されないもの)	_	3	3	2	2
L73 広告業	1	1	_	1	1
L74 技術サービス業 (他に分類されないもの)	_	2	-	1	-
M75 宿泊業	3	_	-	1	1
M76 飲食店	7	1	4	8	4
M77 持ち帰り・配達飲食 サービス業	1	_	2	1	-
N78 洗濯·理容·美容·浴場業	2	1	1	2	_
N79 その他の生活関連 サービス業	_	2	-	_	1
N80 娯楽業	2	3	1	1	1
R88 廃棄物処理業	1	_	_	1	_
R89·90 自動車整備業·機械 等修理業	_	_	-	_	-
R91 職業紹介·労働者派遣業	2	1	_	3	5
R92 その他の事業サービス業	3	3	2	2	4
R93 政治·経済·文化団体	2	1	_	4	1
R94 宗教	_	_	_	_	_
R95 その他のサービス業	_	_	1	_	2
R96 外国公務	_	2	1	_	_

注)「学術研究・専門サービス業」、「宿泊業・飲食サービス業」、「生活関連サービス業・娯楽業」、及び「サービス業」の合計

第33表 審査等実施回数

(単位:回)

						(
区分	年	平成28	29	30	令和元	2
総	数	742	717	827	833	732
調	査	663	617	685	645	507
審	問	46	53	62	57	36
和	解	4	8	6	1	2
そ	の他	29	39	74	130	187

注)「その他」は立会団交・事情聴取・打合せ等の合計である。

第34表 終結事件・審査状況

(単位:件、回、人、日)

				(-	中位: 件、心	<u> 当、八、口丿</u>
Image: section of the sec	年	平成28	29	30	令和元	2
	終結件数	104	90	89	99	79
' <u></u>	平均 調査回数	6.9	6.6	6.4	7.7	5.5
	平均 審問回数	0.8	0.5	0.6	0.7	0.5
	平均証人数	1.5	0.9	0.9	1.3	0.9
	平均 所要日数	472.5	417.5	401.8	513.3	492.0
3	うち、命令事件	19	18	12	24	23
	平均 調査回数	12.3	8.2	10.8	10.3	9.6
	平均 審問回数	3.5	1.6	2.2	2.4	1.7
	平均証人数	1.4	2.4	3.8	4.1	2.8
	平均 所要日数	962.9	677.9	804.3	864.8	866.3

注)一部分離命令は含まない。

第35表 終結事件‧調査、審問回数別件数

(単位:件、回)

										(平江・)	
	年	平成	₹28	2	9	3	0	令 村	1元	2	<u> </u>
\		調	審	調	審	調	審	調	審	調	審
区分		查	問	查	問	查	問	査	問	查	問
終結	件数	10	4	90	)	89	9	9:	9	79	)
1	口	5	9	8	6	7	3	6	5	10	1
2	口	12	6	5	16	12	9	9	11	10	11
3	口	12	3	4	3	8	4	8	6	4	5
4	口	11	4	12	_	5	4	7	4	5	_
5	口	4	1	11	_	5	_	5	2	8	1
6	口	8	1	7	_	4	_	7	_	5	_
7	口	6	1	3	_	6	_	4	_	4	_
8	口	7	1	6	_	7	_	6	_	3	_
9	口	7	_	5	_	4	_	11	_	3	_
10回	以上	24	1	23	-	22	_	31	_	17	_
0	口	8	77	6	65	9	69	5	71	10	61
総[	回 数	716	86	590	47	573	49	764	71	437	43

注)一部分離命令は含まない。

第36表 終結事件•証人数別件数

(単位:件、人)

	\ \ \ T   1						<u> </u>	
区分	_	_	年	平成28	29	30	令和元	2
終	結	件	数	104	90	89	99	79
1	~	5	人	19	22	18	21	16
6	$\sim$	10	人	7	3	2	7	2
11	$\sim$	15	人	1	-	_	_	_
16	$\sim$	20	人	_	_	_	_	_
21	人	以	上	_	-	_	_	_
証	人	な	L	77	65	69	71	61
証	人	総	数	125	82	80	127	72

注)一部分離命令は含まない。

第37-1表 終結区分別平均所要日数

(単位:日)

					<del>十</del> 四・
医分 年	平成28	29	30	令和元	2
総平均日数	472.5	417.5	401.8	513.3	492.0
全部救済	739.7	602.5	776.7	765.2	631.3
一部救済	861.6	958.8	815.9	992.8	1,001.3
棄却	1,148.0	569.0	554.0	793.8	1,048.0
却  下	_	_	1,056.0	_	835.0
関 与 和 解	317.3	374.1	378.3	438.0	311.0
無関与和解	482.8	320.7	218.4	297.6	342.6
その他取下	435.6	231.8	236.7	364.1	394.5

注)一部分離命令は含まない。

第37-2表 終結区分別平均所要日数(民間のみ)

(単位:日)

					\	千匹・ロノ
区分	年	平成28	29	30	令和元	2
総	平 均 日 数	472.5	417.5	401.8	513.3	492.0
	うち民間	474.7	406.8	390.6	510.1	494.2
	全 部 救 済	739.7	602.5	776.7	765.2	631.3
	一部救済	861.6	870.5	815.9	1,011.9	1,001.3
	棄却	1,148.0	569.0	_	793.8	1,048.0
	却下	_	_	1,056.0	_	310.6
	関 与 和 解	318.6	379.8	363.0	438.0	342.6
	無関与和解	482.8	320.7	218.4	297.6	394.5
	取 下	435.6	231.8	236.7	364.1	835.0
終	結事件総数	104	90	89	99	79
終 ( )	結事件数 民間関係)	103	87	87	98	78

注)一部分離命令は含まない。

第37-3表 終結区分別平均所要日数(長期係属事件を除く)

(単位:日)

					`	十四・ロノ
区分	年	平成28	29	30	令和元	2
総	平 均 日 数	472.5	417.5	401.8	513.3	492.0
う	ち、長期以外	459.4	417.5	385.2	513.3	474.3
	全 部 救 済	739.7	602.5	776.7	765.2	631.3
	一部救済	861.6	958.8	815.9	992.8	892.0
	棄却	1,051.1	569.0	554.0	793.8	1,048.0
	却下	-	_	1,056.0	_	311.0
	関 与 和 解	317.3	374.1	351.7	438.0	342.6
	無関与和解	482.8	320.7	218.4	297.6	394.5
	取 下	435.6	231.8	236.7	364.1	835.0
終	結事件総数	104	90	89	99	79
終 ( <del>)</del>	結事件数 長期以外)	103	90	88	99	78

注1)一部分離命令は含まない。 2)「長期係属事件」とは、申立てから終結まで5年以上を要したもの。

第38表 審査の実効確保の措置申立・勧告等件数

							(	<del>+</del>   <u>   .     /   </u>
区	<del>/</del>		年	平成28	29	30	令和元	2
ŧ	昔	置申:	立 件 数	16	14	19	17	17
霍	力台	告等 措	置件数	10	7	10	8	7
	規	則40条)	による勧告	_	-	-	-	_
	そ	この他	の措置	10	7	10	8	7
		文	珊	7	6	8	4	5
		口	頭	3	1	2	4	2

- 注1)1件の措置申立てに対して複数の措置がなされること、複数の措置申立てに対して1件の措置がなされることがある。
- 2) 勧告等が措置申立ての翌年以降になされることもあるが、その件数は措置申立てのあった年の措置件数に含めている。
  - 3) 措置件数及びその内訳は、令和3年1月末現在のものである。

#### 3 労働組合の資格審査

第39表 資格審查取扱件数

(単位:件、%)

				(+	<u> </u>
医分 年	平成23	24	25	26	27
取 扱 件 数	429	410	385	401	385
前年繰越	246	249	228	219	230
新規申請	183	161	157	182	155
終結件数	180 [100.0]	182 [100.0]	166 [100.0]	171 [100.0]	194 [100.0]
取下	1 [0.6]	-	2 [1.2]	3 [1.8]	3 [1.5]
打 切	111 [61.7]	111 [61.0]	95 [57.2]	101 [59.1]	136 [70.1]
資格あり	68 [37.8]	71 [39.0]	68 [41.0]	67 [39.2]	55 [28.4]
補正勧告あり	_	_	_	_	_
補正勧告なし	68	71	68	67	55
資格なし	_	_	1 [0.6]	_	_
次年繰越	249	228	219	230	191

#### 第40表 都道府県労委対比新規件数

医分 年	平成28	29	30	令和元	2
東京都	127	145	130	132	163
全 国	456	502	449	404	470
上	27.9	28.9	29.0	32.7	34.7

#### (第39表つづき)

(単位:件、%)

				(+	区:1十、707
医分	平成28	29	30	令和元	2
取扱件数	318	327	328	336	356
前年繰越	191	182	198	204	193
新規申請	127	145	130	132	163
終結件数	136 [100.0]	129 [100.0]	124 [100.0]	143 [100.0]	107 [100.0]
取下	2 [1.5]	[0.8]	2 [1.6]	1 [0.7]	1 [0.9]
打 切	94 [69.1]	78 [60.5]	87 [70.2]	88 [61.5]	60 [56.1]
資格あり 	40 [29.4]	50 [38.8]	34 [27.4]	54 [37.8]	45 [42.1]
補正勧告あり	_	_	_	_	_
補正勧告なし	40	50	34	54	45
資格なし	_	_	1 [0.8]	_	1 [0.9]
次 年 繰 越	182	198	204	193	249

第41表 係属事由別新規件数

区分	平成28	29	30	令和元	2
総数	127	145	130	132	163
不当労働行為	114	120	110	109	144
法 人 登 記	11	21	17	17	17
委 員 推 薦	-	4	1	4	_
労働者供給事業	2	_	2	2	2

第42表 係属事由別終結件数

終結区分区分	取 扱件 数	終結件数	取下	打切	資 格 あ り	資格なし	次年繰越
総数	356	107	1	60	45	1	249
不当労働行為	332	88	-	60	27	1	244
法 人 登 記	21	17	1	_	16	_	4
委 員 推 薦	_	0	_	_	_	_	_
労働者供給事業	3	2	_	_	2	-	1

第43表 係属事由別平均所要日数

(単位:日)

					(十四・日)
医分 年	平成28	29	30	令和元	2
総平均日数	442.9	393.0	363.6	467.3	426.7
不当労働行為	497.4	460.2	428.6	534.5	499.7
法 人 登 記	95.1	56.5	103.7	62.1	76.7
委 員 推 薦	_	9.3	5.0	29.0	_
労働者供給事業	31.5	_	23.0	27.0	187.0

### 4 相談

第44表 相談件数

医分 年	平成28	29	30	令和元	2
総数	1,066	1,059	947	969	930
	(314)	(323)	(288)	(277)	(336)
調整に関するもの	221	213	202	162	192
	(87)	(73)	(60)	(48)	(56)
不当労働行為に	248	252	250	243	204
関 するもの	(97)	(105)	(97)	(95)	(116)
資格審査に関するもの	214	231	205	233	135
	(127)	(145)	(130)	(132)	(163)
その他の相談	383	363	290	331	399
	(3)	(0)	(1)	(2)	(1)

注)()内件数は、申請・申立件数で内数。

# <名 簿>

# 第44期東京都労働委員会委員名簿

令和2年12月31日現在

区分	氏 名	現 職	就任日
	会長が発力を対する	元札幌高等裁判所長官	29•12•1
	会長代理 ごう がち 光 前 幸 一	弁護士(東京弁護士会)	25•12•1
	会長代理 <sup>みずまち</sup> ゆういちょう 水町 勇一郎	東京大学 社会科学研究所教授	23•1•15
	稲葉康生	株式会社毎日新聞社 終身名誉職員 ジャーナリスト	23•12•1
	巻淵真理子	弁護士(第一東京弁護士会)	29•12•1
公益	· 本祥史	弁護士(第一東京弁護士会)	29•12•1
委	近藤草史	弁護士(第二東京弁護士会)	27 • 12 • 1
員	野田博	中央大学 法学部教授	27.5.1
	石 黒 清 子	弁護士(東京弁護士会)	27 • 12 • 1
	菊池馨実	早稲田大学 法学学術院教授	25•8•7
	田村達久	早稲田大学 法学学術院教授	元•12•1
	小西康之	明治大学 法学部教授	27•4•1
	がわ た たく ゆき	筑波大学 ビジネスサイエンス系教授	25•12•1

区分	氏 名	現 職	就任日
	*	UAゼンセン東京都支部 参与	29•12•1
	大塚博文	日本出版労働組合連合会 元副中央執行委員長	25•12•1
	上村時彦	全水道東京水道労働組合 特別執行委員	27 • 12 • 1
	青木 正 男	自治労東京都本部 公共サービス民間労組協議会 顧問	29.12.1
	齊 滕 好 行	情報労連東京都協議会 特別幹事	元・12・1
労働	外面幸二	電機連合東京地方協議会 特別常任幹事	元・12・1
者	加上 晴司	JAM東京千葉 顧問	30•6•1
委員	森 治 美	全労連·全国一般労働組合 東京地方本部 中央執行委員長	27 • 12 • 1
	安藤哲雄	自動車総連 東京地方協議会 議長	29.12.1
	がま また きまう	UAゼンセン東京都支部 参与	元・12・1
	高橋宏之	東京地下鉄労働組合 顧問	29•12•1
	久保潤一郎	連合東京 労働政策局長	29.12.1
	佐藤重己	東京都電力総連 会長	元・12・1

区分	J	氏	名	ī	現 職	就任日
	梅	うち 内	党	範	大崎電気工業株式会社 社友	23•6•1
	もん	馬馬	Ē J	护	鹿島建設株式会社 社友	25•12•1
	占	并	敏	雄	東京都中小企業経営者協会 理事·事務局長	23•6•1
	加	を意勝	節	夫	日本ダイカスト工業協同組合 常任理事	25•12•1
	うち 内	だ 田	たか隆	*** 文	株式会社資生堂 社友	23•12•1
使用用	松	だ 田	<u>:</u>	きら	東京都中小企業団体中央会 副会長	元•12•1
者	橋	まと本	まさ日日	が道	株式会社東商サポート&サービス 顧問	29•12•1
委員	岩岩	Lた 下	秀	市	明治ホールディングス株式会社 顧問	元・12・1
	sy to	Lt.	惠	亭	全日本空輸株式会社 社友	29•12•1
	くま <b>育</b> に	<i>t</i> ≥	款京	亭	東日本電信電話株式会社 社友	元・12・1
	黒	ばね <b>引</b> 引	<u> </u>	朝	TFペイメントサービス株式会社 顧問	元・12・1
	岩	かわ	ずれ	び彦	一般社団法人東京経営者協会 事業局上席参事	29•12•1
	新	并	俊	光	一般社団法人東京経営者協会 参与	29•12•1

## 東京都労働委員会あっせん員候補者名簿

令和2年12月31日現在

氏 名	現 職 ・ 経 歴	李嘱年月日
金井康雄	東京都労働委員会会長元札幌高等裁判所長官	29•12•5
光箭幸一	東京都労働委員会会長代理 弁護士(東京弁護士会)	25•12•4
水町勇一郎	東京都労働委員会会長代理 東京大学 社会科学研究所教授	23•1•25
稲葉康生	東京都労働委員会委員 株式会社毎日新聞社 終身名誉職員 ジャーナリスト	23•12•2
巻淵 真理子	東京都労働委員会委員 弁護士(第一東京弁護士会)	29•12•5
<u></u> 一类 样 史	東京都労働委員会委員 弁護士(第一東京弁護士会)	29•12•5
近藤草史	東京都労働委員会委員 弁護士(第二東京弁護士会)	27•12•4
野田博	東京都労働委員会委員 中央大学 法学部教授	27•5•12
岩 黒 清 子	東京都労働委員会委員 弁護士(東京弁護士会)	27•12•4
菊池馨実	東京都労働委員会委員 早稲田大学 法学学術院教授	25•8•27
田村達久	東京都労働委員会委員 早稲田大学 法学学術院教授	元•12•2
小西康之	東京都労働委員会委員 明治大学 法学部教授	27•4•7

氏 名	現 職 ・ 経 歴	委嘱年月日
かわたたくゆき川田 球之	東京都労働委員会委員 筑波大学 ビジネスサイエンス系教授	25•12•4
ま o ひで ぁき 尾 野 秀 明	東京都労働委員会委員 UAゼンセン東京都支部 参与	29•12•5
大塚博文	東京都労働委員会委員 日本出版労働組合連合会 元副中央執行委員長	25•12•4
ha th 時 彦	東京都労働委員会委員 全水道東京水道労働組合 特別執行委員	27.12.4
青木 正 男	東京都労働委員会委員 自治労東京都本部 公共サービス民間労組協議会 顧問	29•12•5
齊藤好行	東京都労働委員会委員 情報労連東京都協議会 特別幹事	元•12•2
外囿幸二	東京都労働委員会委員 電機連合東京地方協議会 特別常任幹事	元•12•2
加上 晴司	東京都労働委員会委員 JAM東京千葉 顧問	30.6.1
森 治 美	東京都労働委員会委員 全労連·全国一般労働組合 東京地方本部 中央執行委員長	27•12•4
安藤哲雄	東京都労働委員会委員 自動車総連東京地方協議会 議長	29•12•5
単本 キャラ	東京都労働委員会委員 UAゼンセン東京都支部 参与	元•12•2
高橋宏之	東京都労働委員会委員 東京地下鉄労働組合 顧問	29•12•5
久保潤一郎	東京都労働委員会委員 連合東京 労働政策局長	29•12•5

氏 名	現 職 ・ 経 歴	委嘱年月日
佐藤重己	東京都労働委員会委員 東京都電力総連 会長	元•12•2
梅内克範	東京都労働委員会委員 大崎電気工業株式会社 社友	23.6.7
門 馬 卓	東京都労働委員会委員 鹿島建設株式会社 社友	25•12•4
石 井 敏 雄	東京都労働委員会委員 東京都中小企業経営者協会 理事·事務局長	23•6•7
加藤節夫	東京都労働委員会委員 日本ダイカスト工業協同組合 常任理事	25•12•4
为	東京都労働委員会委員 株式会社資生堂 社友	23•12•2
松田二郎	東京都労働委員会委員 東京都中小企業団体中央会 副会長	元•12•2
橋本曽道	東京都労働委員会委員 株式会社東商サポート&サービス 顧問	29•12•5
岩下秀市	東京都労働委員会委員 明治ホールディングス株式会社 顧問	元•12•2
常下惠子	東京都労働委員会委員 全日本空輸株式会社 社友	29•12•5
熊 田 京 子	東京都労働委員会委員 東日本電信電話株式会社 社友	元•12•2
第 第 <u></u> 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9	東京都労働委員会委員 TFペイメントサービス株式会社 顧問	元•12•2
石川純彦	東京都労働委員会委員 一般社団法人東京経営者協会 事業局上席参事	29•12•5

氏 名	現 職 ・ 経 歴	委嘱年月日
新井俊光	東京都労働委員会委員 一般社団法人東京経営者協会 参与	29•12•5
松山英幸	東京都労働委員会事務局 事務局長	31•4•9
世 中 淳	東京都労働委員会事務局 担当部長<総務課長事務取扱>	31•4•9
近藤匠	東京都労働委員会事務局 審査調整課長	29•4•4
平野茂	東京都労働委員会事務局 調整担当課長	31•4•9
新笔真理子	東京都労働委員会事務局 審査調整法務担当課長	30•7•3
水野紗綾香	東京都労働委員会事務局 審査調整法務担当課長	元•10•1
村上英一	東京都労働委員会事務局 法務専門課長	27•4•7
土屋博良	東京都労働委員会事務局 審査調整課 課長代理	28•4•5
平川 ひろみ	東京都労働委員会事務局 審査調整課 課長代理	30•4•3
高橋恭子	東京都労働委員会事務局 審査調整課 課長代理	31•4•9
丹野明子	東京都労働委員会事務局 審査調整課 課長代理	02•4•7
できた そう いち 廣田 壯一	東京都労働委員会事務局 審査調整課 主任	24•4•3

氏 名	現職・経歴	委嘱年月日
村西紀章	東京都産業労働局 雇用就業部長	02•4•7
また 野 司	東京都労働相談情報センター 所長	31•4•9
西田雄一郎	東京都産業労働局 雇用就業部 労働環境課長	02•12•15
大塚重之	東京都産業労働局 雇用就業部 連絡調整担当課長	31•4•9
岩龙狼砂	東京都労働相談情報センター 大崎事務所長	02•4•7
木幡収治	東京都労働相談情報センター 池袋事務所長	02•4•7
奥山浩希	東京都労働相談情報センター 亀戸事務所長	29•4•4
小林義浩	東京都労働相談情報センター 国分寺事務所長	30•4•3
飯 田 いずみ	東京都労働相談情報センター 八王子事務所長	02•4•7